

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例—
他言語論題 Title in other language	Systems of Succession to the Throne and Membership of the Royal Family in European Monarchies: Monarchies under Agnatic Primogeniture before Recent Amendments
著者 / 所属 Author(s)	山田 敏之 (Yamada, Toshiyuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 議会官庁資料調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	802
刊行日 Issue Date	2017-11-20
ページ Pages	01-27
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ヨーロッパ君主国のうち、近年の制度改正まで又は現在、男系での王公位継承を原則としている 5 か国を取り上げ、その王公位継承制度と制度改正前と後における王公族の範囲を明らかにする。

- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲 —近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 議会官庁資料調査室主任 山田 敏之

目 次

はじめに

I スウェーデン

- 1 王位継承制度
- 2 王族の範囲

II ノルウェー

- 1 王位継承制度
- 2 王族の範囲

III ベルギー

- 1 王位継承制度
- 2 王族の範囲

IV ルクセンブルク

- 1 大公位継承制度
- 2 公族の範囲

V リヒテンシュタイン

- 1 公爵位継承制度
- 2 公族の範囲

おわりに

要 旨

- ① 1979年以降の制度改正で男系長子継承制を原則とする継承規則から男女にかかわらず長子に継承する絶対的長子継承制に移行したスウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ルクセンブルクと、現在も男系長子継承制を採っているリヒテンシュタインを取り上げ、王公位継承制度及び王公族の範囲、特に既婚の王公女の地位を明らかにする。
- ② スウェーデンでは、1810年王位継承法で男系長子継承制が採られたが、1979年の王位継承法改正により絶対的長子継承制に移行した。制度改正前、女子に王位継承権がなかった時期においても、王女は結婚後、王族の地位を失うことはなかったが、外国の王公族と結婚し外国に居住していた。制度改正により王位継承権を与えられた王女は、結婚後も王族として公務に従事している。
- ③ ノルウェーでは、1814年憲法で男系長子継承制が採られたが、1990年の憲法改正で絶対的長子継承制に移行した。女子に王位継承権がなかった時期においても、王女が結婚後、王族の地位を維持し、公務に従事した例がある。
- ④ ベルギーでは、建国時の1831年憲法で男系長子継承制が採られたが、1991年の憲法改正で絶対的長子継承制に移行した。女子に王位継承権がなかった時期においても、王女は結婚後、王族の地位を維持していたが、そのほとんどは外国の王公族と結婚し、外国に居住していた。制度改正により王位継承権を与えられた王女が、帰国して公務に従事している例がある。
- ⑤ ルクセンブルクでは、1815年の独立時から原則として男系長子継承制であるが、大公家一族内に男系男子がいなくなった場合に女子・女系での継承を認める制度が採られ、1912年から1964年まで2人の女性君主が在位した。2010年の制度改正で絶対的長子継承制に移行した。公女に公位継承権がなかった時期においても、公女は結婚後、公族の地位を維持していたが、外国の王公族や貴族と結婚し、外国に居住していた。制度改正により公位継承権を与えられた公女で結婚したものはまだいない。
- ⑥ リヒテンシュタインでは1806年の独立以来、男系長子継承制が採られている。公女は結婚後も公族の地位を維持している。国の制度上、王族が政治的な官職等に就くことも可能であり、大使等を務めている公女もいる。

はじめに

近現代のヨーロッパの君主国における君主の位の継承制度は、女系及び女子への継承を認めるか否かという観点からおおよそ4つに分類することができる⁽¹⁾。①女系及び女子を排し男系男子に継承される男系長子継承制（サリカ法（Salic Law）とも呼ばれる⁽²⁾）、②①を原則とするが君主の一族の始祖の男系子孫の男子がいなくなった場合に限り女子・女系による継承を認める男系・女系長子継承制（準サリカ法（Semi-Salic Law）とも呼ばれる⁽³⁾）、③男女に継承権を認めるが、君主の第一子が女子で第二子が男子の場合には男子を優先するように、同一の親族関係では女子よりも男子を優先する男子優先長子継承制⁽⁴⁾、④性別にかかわらず長子優先で継承する絶対的長子継承制⁽⁵⁾である。

歴史的にはフランス、神聖ローマ帝国・ドイツ連邦・ドイツ帝国の諸邦とその影響下にある国で①とその変型である②が、英国とスペインで③が採用されていたが、1980年頃から男女平等推進の一環としてヨーロッパ各国で④への移行が行われた。

一方、この君主の位の継承権に密接に関係して、君主の民法上の親族の概念とは別に公法上、君主、君主の位の継承権者及びその配偶者などで構成される王公家・王公室（the royal house）ないし王公族（the royal family）の概念がある。

第二次世界大戦後までヨーロッパの君主国の王公家では、その王公子や王公女は家格が対等の外国の王公家⁽⁶⁾か自家の者と結婚するものとされ（対等婚：ebenbürtige Ehe）、それ以外の平民や貴族との結婚（貴賤結婚：morganatic marriage）は許されていなかった。王公女は外国の王公族と結婚するのが通常であり、19世紀において女子に王位継承権がない上記①と②の制度を採る

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年10月6日である。

(1) Justitiedepartementet, *Kvinnlig Tronföljd*, SOU 1977:5, Stockholm: Liber Förlag, 1977, s. 15-16 は、特に長子継承制とせざるに、ここで紹介する4分類のほかに、女系の子に王位継承権を認めない継承制（スウェーデンの1604年ノールシャピングの継承合意）と、逆に女子が王位に就くことを認めないが、女系の男子に王位継承権を認める継承制（ノルウェーの1276-1302年の継承制度、スペインのフランコ体制下の1947年国家元首継承法）の2分類を加え、6分類としている。本稿では、広く事例が見られる4分類とし、時代を近現代に限りいずれも長子継承制とした。なお、ヨーロッパの王位継承制度を紹介した文献として、Christine Alice Corcos, “From agnatic succession to absolute primogeniture,” *Michigan State Law Review*, vol.2012, iss.5, pp.1587-1670; 山田邦夫「諸外国の王位継承制度—各国の憲法規定を中心に—」『レファレンス』656号, 2005.9, pp.82-100. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999874_po_065605.pdf?contentNo=1> などがある。

(2) サリカ法（Lex Salica, loi salique）とは、ゲルマン民族のフランク族中のサリー支族の6世紀の古法である。そもそもサリカ法は土地の相続から女子を排除する規定で、王位継承を規定する法ではなかった。しかし、15世紀にフランスで王庁に関係する著述家によってフランス王朝が王位継承から女子・女系を排除していることを正当化する根拠として取り上げられ、16世紀にはフランス公法・憲法の基盤とされ、女子・女系を王位継承から排除する法としての権威が確立した（Ralph E. Giesey, Franz Regnot, trad., *Le rôle méconnu de la loi salique: La succession royale, XIVe–XVIIe siècles*, Paris: Belles lettres, 2007, pp.82-98; Kathleen Daly et Ralph E. Giesey, «Noël de Fribois et la loi salique», *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1993, tome 151, livraison 1, pp.5-17; Craig Taylor, “The Salic Law and the Valois succession to the French Crown,” *French History*, vol.15, iss.4, 2001, pp.358-377）。

(3) Corcos, *op.cit.*(1), p.1603.

(4) Paul Bowers, “Succession to the Crown Bill 2012-13: Bill No 110 2012-13,” *Research Paper*, RP12/81, House of Commons Library, 19 December 2012, p.4. 女系継承制（Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 16）、男子長子継承制（Corcos, *ibid.*, pp.1603-1604）、スペインのカスティーリャ王国で採用されていたところからカスティーリャ制（C. W. van der Pot, *Handboek van het nederlandse staatsrecht*, 15. druk, Deventer: Kluwer, 2006, p.486）とも呼ばれる。

(5) Corcos, *ibid.*, p.1588. 完全女系（full cognatic）継承制とも呼ばれる（Justitiedepartementet, *ibid.*）。

上記ドイツの諸邦等の国では、外国の王公族との結婚によりその一員となると同時に自身が生まれた王公家の一員の地位を失うとされていた⁽⁷⁾。1918年のドイツ帝国の崩壊によりドイツ諸邦の君主制が廃止され、王公家の数が激減し、また、旧王公家と現王公家では社会的地位に格段の差があるため、この対等婚制度の維持は難しくなったが⁽⁸⁾、国によっては1970年代まで存続した。

本稿では、ヨーロッパの君主国のうち、1979年以降に①から④に移行する制度改正が行われたスウェーデン、ノルウェー、ベルギー、2010年に②から④に移行する制度改正が行われたルクセンブルク、現在も①を維持しているリヒテンシュタインを取り上げ、それぞれの国における王公位継承制度をその変遷を含め概観するとともに、王公族の範囲、特に既婚の王公女の地位がどのように定められているか、及び王公位継承制度の改正があった4か国では、①、②の旧制度の下でそれらがどのように定められていたかを明らかにする。

なお、このほかのヨーロッパ君主国5か国（英国、デンマーク、オランダ、スペイン、モナコ）では、③の制度が近年まで又は現在、採用されているが、これらの国については別稿で扱う予定である。

I スウェーデン

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現ベルナドッテ王朝は、フランス革命及びナポレオン時代に軍人（元帥）であったフランスの平民階級出身のジャン・ベルナドッテ（Jean Baptiste Bernadotte, 1763-1844）を始祖とする。19世紀初頭にホルシュタイン＝ゴットルプ王朝⁽⁹⁾（1751-1818）のカール13世国王（Karl XIII, 在位1809-1818）には子がなく、選任された王太子⁽¹⁰⁾も急死したため、ナポレオン軍の元帥のうちのいず

(6) 婚姻が許される外国の王公家とは、独立国家の君主家を意味し、ドイツ連邦・帝国の各邦の王公家も国の大小にかかわらずこれに含まれ、さらに1806年の神聖ローマ帝国の崩壊により主権を失った帝国領邦の君侯家（ザイン＝ヴィトゲンシュタイン家、ヴィード家など）等も高等貴族（Hoher Adel）という特別な地位を与えられ同等とみなされた（ドイツ連邦（1815-1866）の基本法であるドイツ連邦議定書（Deutsche Bundesakte von 8 Juni 1815）第14条）。また、各国の諸革命によって王権を失った旧王公家も含まれた（Heinrich Zoepfl, *Grundsätze des gemeinen deutschen Staatsrechts*, 1. Thl. 5. Aufl., Leipzig: C.F. Winter, 1863, § 278, S. 631-632; Christian Naumann, *Sveriges Statsförfattningsrätt*, 2. Bd., Stockholm: Kongl. Boktryckeriet, s. 45-47）。

(7) 例えば、男系長子継承制を採るザクセン王国アルベルティン家の1837年家憲では王女は結婚した場合に王室の一員でなくなるとする（Hermann Schulze, *Die Hausgesetze der regierenden deutschen Fürstenthümer*, 3. Bd., Jena: Gustav Fischer, 1883, S. 253）。ただし、その場合の結婚は対等婚であることを前提としていると解釈されている（H. G. Opitz, *Das Staatsrecht des Königreichs Sachsen*, 1. Bd., Leipzig: Rotzberg, 1884, S. 208）。男系・女系長子継承制を採るヴュルテンベルク王国の1828年家憲では、王女は、同家以外の王公族と身分相応の結婚をした場合には、王室の構成員でなくなるとする。ただし、身分相応でない結婚をした場合には、王室の一員にとどまると解釈されている（Robert von Mohl, *Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg*, 2. Aufl., 1. Bd., Tübingen: H. Laupp, 1840, S. 436-437）。

(8) Stig Iuul, "Responsum vedrørende de problemer, der knytter sig til en ændring af tronfølgeoven af 1853," *Betænkning Afgivet af Forfatningskommissionen af 1946*, København: J. H. Schultz Universitets-Bogtrykkeri, 1953, s. 110.

(9) ホルシュタイン＝ゴットルプ家は、オルデンプルク王朝のデンマーク王クリスチャン3世（Christian 3., 在位1534-1559）の弟アドルフ（Adolf, 1526-1586）を始祖とする。シュレスヴィヒ公国及びホルシュタイン公国の君主家で、スウェーデンのほかにロシア（1762, 1796-1917）、オルデンプルク（1773-1918）の君主家となった（*Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016）。

(10) デンマークのシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン＝ゾンダブルク＝アウグテンブルク家のカール・アウグスト公子（Karl August, 1768-1810）。同家はデンマーク王クリスチャン3世の男系の曾孫エルネスト・ギュンタ（Ernest Günther, 1609-1689）を始祖とする（*ibid.*）。

れかを王太子にすれば、フランスとの関係が強化され、1808-1809年の戦争で敗戦し、フィンランドを割譲させられたロシアへの復讐を行うことが可能になると期待して、王太子候補としてジャン・ベルナドッテが選ばれた。ジャン・ベルナドッテは、1810年8月に議会⁽¹¹⁾で王位継承者に選任され、同年11月にカール・ヨハンに改名してカール13世の養子・王太子となり、1818年にカール14世ヨハン (Karl XIV Johan, 在位 1818-1844) として即位した⁽¹²⁾。

(2) 王位継承法

(i) 1810年王位継承法成立まで

スウェーデンでは中世において王位継承は世襲ではなく自由民による選挙制であったが⁽¹³⁾、1544年のヴェステロースにおける議会での継承合意により王位は長子優先で養子でない嫡出の男系子孫に継承されるとする男系長子継承制が採用された。さらに1604年のノールシャピングにおける議会での継承合意により、男系子孫の男子がいなくなったときには未婚女子への王位継承を認めることが規定され⁽¹⁴⁾、この合意に基づき1632年にヴァーサ王朝 (1523-1654) のクリスティーナ女王 (Kristina, 在位 1632-1654)⁽¹⁵⁾、1718年にプファルツ王朝 (1654-1720) のウルリカ・エレオノーラ女王 (Ulrika Eleonora, 在位 1718-1720)⁽¹⁶⁾がそれぞれ即位した。両女王に子はなかったが、元々この1604年のノールシャピング合意には女系の子に王位継承権を認める文言はなく⁽¹⁷⁾、両王朝は女王の代で断絶した。

その後王朝はウルリカ・エレオノーラ女王の夫のフレデリク1世国王のヘッセン家、ホルシュタイン＝ゴットルプ王朝と変わり、前述のように1810年8月にジャン・ベルナドッテが王太子に選任された翌月に制定された王位継承法⁽¹⁸⁾で、王位はジャン・ベルナドッテの次に、すでに生まれているその長男、次いでその直系の長系の最近親⁽¹⁹⁾の男系男子、長男に男系子孫がない場合には次男という順序で継承すること (第1条)、女性王族及びその女系の子孫は王位継承権を有しないこと (第3条) が規定され、男系長子継承制度が採用された。

(ii) 1979年改正

王位継承法は憲法の一部と位置づけられているが、女子の王位継承の問題は、1952年に女子

(11) 1866年以前のスウェーデン議会は貴族、聖職者、市民、農民の4身分の代表者から成る身分制議会であった。

(12) "Karl XIV Johan." Riksarkivet website (スウェーデン国立公文書館ウェブサイト) <<https://sok.riksarkivet.se/sbl/artikel/12359>>

(13) 下條芳明「スウェーデン君主制憲法における王位継承制度」『商経論叢』45巻2号, 2004.12, pp.63-80.

(14) Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 21-22.

(15) クリスティーナ女王は未婚でもあったため、1650年に議会で承認された新たな継承合意により王位継承権はクリスティーナの従兄 (父グスタフ2世アドルフ (Gustav II Adolf, 在位 1611-1632) の姉の息子) カール・グスタフ (Karl Gustav, 即位してカール10世アドルフ (Karl X Adolf, 在位 1654-1660)) らのプファルツ家の者に与えられた (*ibid.*, s. 22)。

(16) ウルリカ・エレオノーラは未婚ではなく、1604年のノールシャピングの継承合意によれば王位に就く資格はなかったが、絶対王政廃止に賛成したため議会で女王に選任された。1720年に夫のフレデリク (即位してフレデリク1世 (Frederik I, 在位 1720-1751)) に王位を譲り、フレデリクは議会で国王に選任された (*ibid.*, s. 23)。

(17) *ibid.*, s. 22.

(18) Successionsordning av den 26 september 1810 この前年の1809年に制定された王位継承法は、王太子であったカール・アウグストの子孫に継承されるとしていたこと以外は、1810年法と同内容である。

(19) 長系とは長子の系統 (長子とその子孫) を意味し、最近親とは親等が最も近いこと、つまり子と孫がいれば子を優先することを意味している。

への王位継承を可能とする案を含む憲法改正案の動議により初めて議会で取り上げられた。その後も何度か女子の王位継承に関する動議が提出されたが、いずれも採択には至らなかった⁽²⁰⁾。1973年の憲法の改正審議の際にも、政府は「王位継承に関する王子と王女の平等は、民主主義にとってより重要な意義のある勤労生活や社会における男女平等の問題とは何らの合理的な関係性を有しない。」⁽²¹⁾として、改正提案をしなかった。しかし、1975年に議会で、女子の王位継承に関する調査と提案を政府に対して求める動議が僅差で採択された⁽²²⁾。その結果、司法省を中心として検討が行われ⁽²³⁾、1977年末に政府は、男女の区別なく長子が王位を継承する絶対的長子継承制に移行する王位継承法改正案を議会に提出した。

政府は、この法案の提案趣旨について、男女平等の達成を目指している今日のスウェーデン社会において、王位継承権について男女平等を導入することは一貫性があり、当然のことであり、国家の最高の役職に関しても男女平等を適用することは、とりわけ国民への心理面での影響という点で意義があると説明した。法案は憲法改正手続に従って総選挙を間に挟んだ2度の議会での議決を経て⁽²⁴⁾、1979年に成立した⁽²⁵⁾。

この改正法の施行日が1980年1月1日とされたところから、1979年5月生まれのカール16世グスタフ国王(Carl XVI Gustaf, 在位1973-)の第二子の長男カール・フィリップ王子(Carl Philip, 1979-)はこの改正法の施行日の前日である1979年12月31日までは王太子であったが、1980年1月1日からは姉のヴィクトリア王女(Victoria, 1977-)が王太女となった⁽²⁶⁾。

(iii) 王位継承権者

1979年王位継承法改正法では、女子に継承権を認めることによる王位継承権者の増加を抑制するため、王位継承権者を改正時の国王で現国王でもあるカール16世グスタフ国王の子孫(図1参照)に限定した(第1条)⁽²⁷⁾。ただし、経過規定により、当時、カール・フィリップ王子が生まれるまで王位継承順位第1位であった国王の叔父ベルティル王子(Bertil, 1912-1997)は、国王の子孫の次に王位継承権を有するとされ、王位継承権を維持した。

なお、王位継承法では、王位継承権者が、①スウェーデン国教会(ルター派福音教会)の教義を信仰していない場合、②国王の提案に基づく政府の同意なく結婚した場合、③外国の君主となった場合には、王位継承権を失い、②と③の場合はその子孫も王位継承権を失うと規定されている(王位継承法第4条、第5条、第8条)。

(iv) 王位継承権者がなくなった場合の手続

王位継承権者がなくなった場合には、元首の職務を行う議会は、摂政と副摂政を選任する(政体法⁽²⁸⁾第5章第4条)。共和制へ移行するか、将来の国家形態を決定するための検討期間を

⁽²⁰⁾ Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 35-39.

⁽²¹⁾ *Kungl. Maj:ts proposition nr 90 år 1973*, Riksdagen, Stockholm, p.175.

⁽²²⁾ 賛成 151、反対 148、棄権 1 の僅差であった (Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 39)。

⁽²³⁾ *ibid.*, s. 3.

⁽²⁴⁾ 下條 前掲注(13), p.71.

⁽²⁵⁾ Lag (1979:935) om ändring i successionsordningen

⁽²⁶⁾ Erik Holmberg et al., *Grundlagarna*, Stockholm: Norstedts Juridik, 2006, s. 587.

⁽²⁷⁾ Regeringens proposition 1977/78:71 om kvinnlig tronföljd, beslutad den 8 december 1977, s. 7-9.

⁽²⁸⁾ Regeringsformen (1974:152)

設けるといふ趣旨である。1974年の憲法改正前には、王位継承権者がいなくなった場合には、議会は新しい国王を選任しなければならないという規定（王位継承法第9条）があったが、選任する義務があるわけではないということで、この規定は削除され、現行の条文となった。

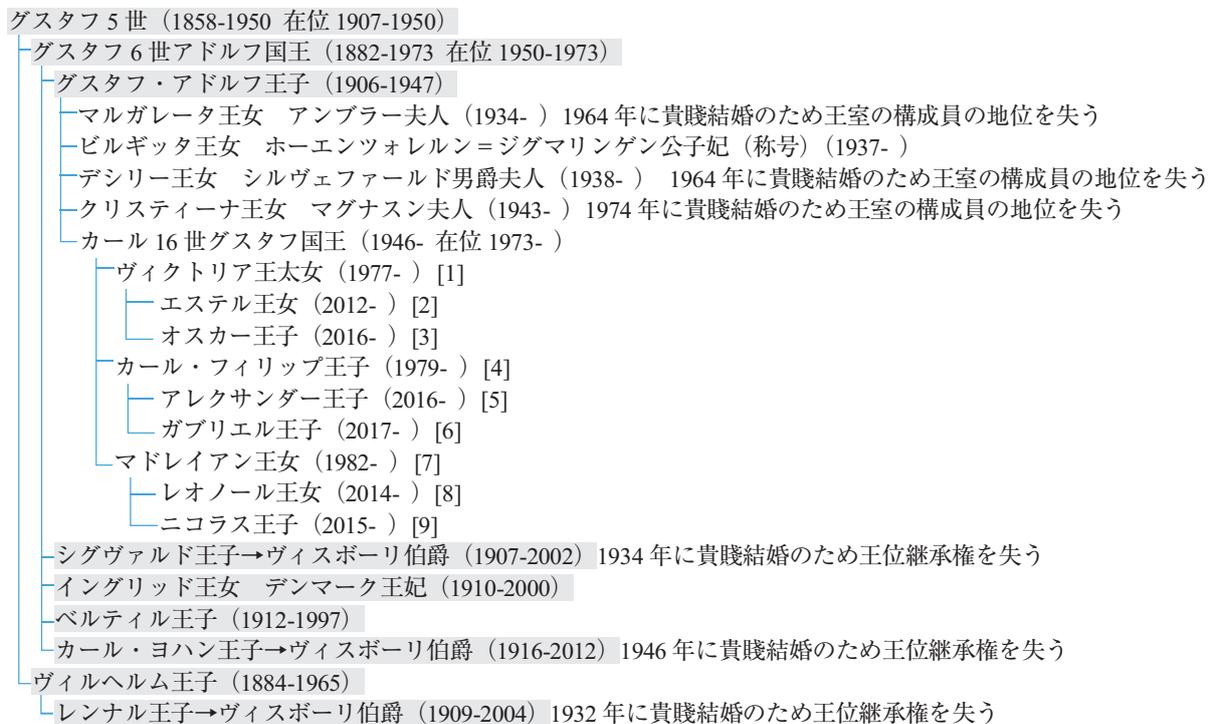
2 王族の範囲

(1) 王族の定義

スウェーデン王室は、王室 (Kungliga Huset) と王族 (Kungliga Familjen) の概念を区別している⁽²⁹⁾。王室は国法学上の概念であるのに対し⁽³⁰⁾、王族は民法上の親族の意味を含む概念である。ただし、王室の構成員と王族を定義する法令の規定はなく、王室によって特段の基準も示されていない。

以下に述べるように王位継承権者は全て王室の構成員に含まれ、王室の構成員全てに称号・敬称が与えられている。

図1 現在のスウェーデン王族



(注) ■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者を除く。

(出典) "Ätten Bernadotte." Sveriges Kungahuset website (スウェーデン王室ウェブサイト) <<http://www.kungahuset.se/kungafamiljen/attenbernadotteslakttrad.4.19ae4931022afdcff3800010665.html>> を基に筆者作成。

(i) 王室の構成員

王室の構成員は、19世紀のスウェーデン国法学では、国王、王妃、王朝の創始者の男系の嫡出の子孫で、王位継承権を有している王子、王子の妃、王朝の創始者の男系の子孫である王女

(29) "Kungafamiljen." Sveriges Kungahuset website (スウェーデン王室ウェブサイト) <<http://www.kungahuset.se/kungafamiljen.4.1c3432a100d8991c5b80002606.html>>

(30) Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 29.

(ただし、他家（王公家又はそれ以外の家）の者と結婚していない者に限る。）とされていた⁽³¹⁾。

しかし、実際の運用では、王女について結婚後も王室の構成員とされていた⁽³²⁾。その一方で、貴賤結婚をした場合には、王子及びその子孫は、王位継承権、王室の構成員の地位及び王子の称号と殿下の敬称を失い、王女は王室の構成員の地位及び王女の称号と殿下の敬称を失った⁽³³⁾。

1979年の王位継承法改正により王女も王位継承権を有するようになった後は、王室の構成員には、上に掲げた者以外に王位継承権を有する王女の子と王女の配偶者が加えられている。現在の王室の構成員は、国王夫妻、王太女一家、国王の長男のカール・フィリップ王子一家、国王の次女のマドレーアン王女(Madeleine, 1982-)とその子、国王の姉のビルギッタ王女(Birgitta, 1937-)となっている⁽³⁴⁾。

(ii) 王族

王族には、王室の構成員以外に国王と民法上の親族関係のある貴賤結婚で王室の構成員の地位を失った人が含まれている。

現在の王族は、王室の構成員に加え、貴賤結婚で王室の構成員の地位を失った国王の姉のマルガレータ王女(Margaretha, 1934-)、デシリー王女(Désirée, 1938-)、クリスティーナ王女(Christina, 1943-)及び国王の叔父の故シグヴァルド・ベルナドッテ(Sigvard Bernadotte, 1907-2002)⁽³⁵⁾の未亡人マリアンヌ・ベルナドッテ(Marianne Bernadotte, 1924-)となっている⁽³⁶⁾。

(31) Christian Naumann, *Sveriges Statsförfattningsrätt*, 2. Bd., Stockholm: Noestedt & Söner, 1880, s. 335; Justitiedepartementet, *op.cit.*(1), s. 29.

(32) 1869年にデンマークの王太子（後のフレデリク8世(Frederik 8., 在位1906-1912)）と結婚したロヴィーサ王女(Lovisa, 1851-1926)、1919年にデンマークのアクセル王子(Axel, 1888-1964)と結婚したマルガレータ王女(Margaretha, 1899-1977)、1935年にデンマークの王太子（後のフレデリク9世(Frederik 9., 在位1947-1972)）と結婚したイングリッド王女(Ingrid, 1910-2000)は結婚後もスウェーデン王女の称号を維持し、王室の構成員に名を連ねている(E. Fähræus, *Administrativ och Statistisk Handbok*, 3. Uplagen, Stockholm: Kongl. Boktryckare, 1872, s. 2; *Sveriges statskalender*, 1962, Uppsala: Almqvist & Wiksells, s. 45-46)。

(33) 1937年の改正前は王位継承法に、王子が貴賤結婚をした場合、国王の同意の有無にかかわらず、王子及びその子孫は王位継承権を失うとする規定があった(同法第5条後段)(Naumann, *op.cit.*(31), s. 45-46)。1937年改正で外国人を父とする女子との貴賤結婚の禁止規定が削除されたが、スウェーデン人を父とする女子との貴賤結婚の禁止規定は、王子との結婚で娘が王室の一員となることにより有力な貴族が王室に影響力を及ぼす恐れがあることを理由として1979年改正まで削除されなかった(Regeringens proposition 1977/78:71 om kvinnlig tronföljd, *op.cit.*(27), s. 9)。他方、王女については1921年改正前にはスウェーデン人との貴賤結婚の禁止規定があったが(第6条)(Regeringens proposition 1977/78:71 om kvinnlig tronföljd, *ibid.*, s. 389)、同改正で削除された。しかし、貴賤結婚の禁止規定が削除された後も、貴賤結婚には、王子・王女の結婚に必要とされる国王の同意(第5条及び第6条)が与えられなかった。貴賤結婚が認められるようになったのは、1976年に現カール16世グスタフ国王がドイツ人の平民のシルヴィア王妃(Silvia, 1943-)と結婚して以降であり、王子が王位継承権を失うことなく、スウェーデン人を父とする女子と結婚ができるようになったのは、1979年改正王位継承法が施行された1980年以降である。

(34) "Kungafamiljen," *op.cit.*(29)

(35) シグヴァルド・ベルナドッテ(元シグヴァルド王子)は、1934年に自身の貴賤結婚により王子の称号を失ったことについて、1976年以降、王室に称号の回復を求めたが却下された。2001年には王子の称号は名前又はアイデンティティの一部であり、称号を失ったことで屈辱的な扱いを受けて来たとして、ヨーロッパ人権裁判所に称号の回復を求めて提訴し、訴えはその死後、妻が引き継いだ。2004年に同裁判所は、ヨーロッパ人権条約は1953年からスウェーデンに適用され、称号を失わせる決定は1934年の時点限りのもので同条約違反の継続的な状態を作り出すものではない、などとして訴えを棄却した("Europadomstolen rör inte prinstitel," *Dagens Nyheter*, 2004.7.23. <<http://www.dn.se/arkiv/inrikes/europadomstolen-ror-inte-prinstitel/>>; Bernadotte v Sweden, no. 69688/01, ECtHR(First Section), Decision 3 June 2004)。

(36) "Kungafamiljen," *op.cit.*(29)

(2) 称号・敬称を与えられる王族

19世紀のスウェーデン国法学では、称号・敬称としては、国王、王妃、王太后以外に、王位継承順位第1位の者が国王の息子の場合にはスウェーデン王太子 (Sveriges kronprins)、その他の王室の構成員の王子にはスウェーデン王子 (Sveriges arvfurste 又は arvprins)、王太子の妃にはスウェーデン王太子妃 (Sveriges kronprinsessa)、その他の王子の妃と未婚の王女には、スウェーデン王女 (Sveriges prinsessa) の称号、また、これらの全ての者に殿下の敬称が与えられるとされた⁽³⁷⁾。

ただし、実際の運用では王女が結婚した場合に、王室の構成員の地位同様に称号・敬称を失っていた。その一方で貴賤結婚をした王子・王女は、王子・王女の称号と敬称を失っていたことは前述のとおりである。

1979年の王位継承法改正により王女も王位継承権を有するようになった後は、スウェーデン王子の称号を、王位継承権を有する王子という意味のあった Sveriges arvfurste 又は arvprins からそういった意味のない Prins av Sverige に改めた⁽³⁸⁾。これにより王子の称号が王位継承権のない王女の夫にも使用可能となった。ヴィクトリア王太女の夫にはスウェーデン王子の称号が与えられているが、王太女以外の王女の夫にもスウェーデン王子の称号が与えられる⁽³⁹⁾。

(3) 既婚の王女の地位

前述のように王女が王位継承権を有していない時期において、既婚の王女は王室の構成員の地位を維持していたが、外国の王公族と結婚し外国に居住していた。現国王の姉のビルギッタ王女も結婚後、王室の構成員の地位を維持しているが、外国に居住し、公務は行っていない⁽⁴⁰⁾。これらの王女の夫と子は、王室の構成員でも王族でもない。

国王の他の3人の姉マルガレータ王女、デシリール王女及びクリスティーナ王女は、いずれも貴賤結婚のために王室の構成員としての地位及び王女の称号と殿下の敬称を失い(ただし、王女の呼称の使用は認められた)、王室との関係は家族としての関係があるにすぎない⁽⁴¹⁾。ただし、クリスティーナ王女は、民間人としてスウェーデン赤十字議長及び国際赤十字委員会委員として30年以上にわたり活動していた⁽⁴²⁾。

1979年の法改正により王位継承権を有し、王室の構成員であるヴィクトリア王太女は国内に居住し、マドレイアン王女は現在はロンドンに居住しストックホルムとの間を往復しているが⁽⁴³⁾、いずれも公務を行っている⁽⁴⁴⁾。ヴィクトリア王太女の夫は、結婚前はフィットネスクラブの経営者であったが、前述のように王室の構成員であり王子の称号と殿下の敬称を与えられ、

⁽³⁷⁾ Naumann, *op.cit.*(31), s. 335-336. 1814年から1905年まではスウェーデンとノルウェーは同君連合であったため、同時にそれぞれノルウェー王太子・王太子妃、ノルウェー王子・王女の称号も与えられた。

⁽³⁸⁾ "Kunglig titlar," *KU* 1985/86:5, Riksdagen, s. 16. これに合わせてスウェーデン王女の称号も Prinsessa av Sverige に改めた。

⁽³⁹⁾ マドレイアン王女の夫は後述のような事情で王子の称号が与えられていないが、そのような事情がなければ与えられていたとされている ("Herr Christopher O'Neills titel." Sveriges Kungahus website <<http://www.kungahuset.se/press/pressmeddelanden/2013/2013pressmeddelanden/herrchristopheroneillstitel.5.4ea495e313c19c119aa5c4e.html>>).

⁽⁴⁰⁾ Johan T. Lindwall, "Birgitta - en färgstark prinsessa på vift," *Expressen*, 28 december 2014. <<http://www.expressen.se/nyheter/inloggad/birgitta--en-fargstark-prinsessa-pa-vift/>>

⁽⁴¹⁾ Tomas Kvarnkullen, "Margaretha - den hemliga prinsessan," *Expressen*, 3 januari 2015. <<http://www.expressen.se/nyheter/inloggad/margaretha--den-hemliga-prinsessan/>>; *id.*, "Prinsessan smakfull står inte i rampljuset," *Expressen*, 2 januari 2015. <<http://www.expressen.se/nyheter/inloggad/prinsessan-smakfull-star-inte-i-rampljuset/>>

⁽⁴²⁾ Johan T. Lindwall, "Prinsessan Christina trivs bäst utan titel," *Expressen*, 1 januari 2015. <<http://www.expressen.se/nyheter/inloggad/prinsessan-christina-trivs-bast-utan-titel/>>

公務を行っている⁽⁴⁵⁾。マドレイアン王女の夫は、結婚後もスウェーデン国籍を取得せず米国人のまま、自身のビジネスを続けているため、スウェーデン王室の構成員は、スウェーデン国籍を有しなければならず、民間会社の役員になれないという王室の指針により王室の構成員にも、王族にもなっていない⁽⁴⁶⁾。両王女の子は、王位継承権を有し、王室の構成員であり、王子・王女の称号と殿下の敬称が与えられている⁽⁴⁷⁾。

II ノルウェー

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現グリュクスブルク王朝は、1905年にスウェーデンとの同君連合(1814-1905)⁽⁴⁸⁾を解消し、スウェーデンから完全に独立した際に、デンマークのフレデリク8世国王とスウェーデン王女であるロヴィーサ王妃の子で英国国王エドワード7世(Edward VII, 在位1901-1910)の娘を妻に持つカール王子(即位してホーコン7世(Haakon VII, 在位1905-1957))を議会が選任し、王制継続賛成の国民投票結果を受けて、国王に迎えたことに始まる。現在のハーラル5世国王(Harald V, 在位1991-)はホーコン7世国王の孫で三代目である。

(2) 王位継承法

(i) 1814年憲法

1814年憲法制定前は、デンマークの支配下にありデンマークの1665年国王法⁽⁴⁹⁾が適用され、男系男子への継承を原則とするが、男系男子の継承権者がいなくなった場合には女子への継承を認める男系・女系長子継承制が採られていた。1814年憲法では王位継承は男系男子のみが王位を継承することができ、長系、同じ系統では年長者が優先すると規定され、男系長子継承制が採用された。1814年の憲法制定を指導したデンマークのクリスチャン・フレデリク王子(Christian Frederik, 1786-1848)⁽⁵⁰⁾はデンマークの1665年国王法に従い男系・女系長子継承制を望んでいたが、憲法制定会議では1791年フランス憲法でもスウェーデンの1810年王位継承法でも採用されているという理由で男系長子継承制が採用された⁽⁵¹⁾。憲法やその他の法律には、誰が王位

(43) "Madeleine tillbaka i London! Så mår hon i sin graviditet," *Svensk DAM*, 19 september 2017. <<http://www.svenskdam.se/2017/09/madeleine-tillbaka-i-london-sa-mar-hon-i-sin-graviditet/>>

(44) 現在、公務を行っている王族は、国王夫妻を中心に王太女夫妻、国王の長男のカール・フィリップ王子夫妻、マドレイアン王女である("Kongahusets Kalendar." Sveriges Kungahuset website <<http://www.kungahuset.se/kalendar.4.7c4768101a4e888378000228.html>>)。2016年の王族各人の公務の件数を積み上げた公務の延べ総数は931件である(*Kungl. Hovstaterna Verksamhetsberättelse 2016*, Stockholm: Kungl. Hovstaterna, 2017, s. 6)。

(45) "H.K.H. Prins Daniel." Sveriges Kungahuset website <<http://www.kungahuset.se/kungafamiljen/hkhprinsdaniel.4.40e05eec12926f2630480004311.html>>

(46) "Herr Christopher O'Neills titel," *op.cit.*(39)

(47) "Kungafamiljen," *op.cit.*(29)

(48) ノルウェーは独立の王国であったが、1387年にデンマークとの連合によりデンマークの支配下に入り、1536年以後、デンマークの一部となった。ナポレオン戦争でフランス側につき敗戦したデンマークは、1814年1月にノルウェーをスウェーデンに割譲し、ノルウェーは独立を試みたが列強からの支持がなく、同年11月にスウェーデンとの連合を結びその支配下に入った(Gudmund Sandvik, "Norway: Union with Sweden." *Encyclopædia Britannica* website <<https://www.britannica.com/place/Norway/Union-with-Sweden#toc39308>>)。

(49) Kongeloven av 1665

継承権を有するかについての規定はないが、1905年11月18日のホーコン7世をノルウェー国王に選任した議会決議から、ホーコン7世国王とモード王妃 (Maud, 1869-1938) の子孫が王位継承権を有すると解釈されていた⁽⁵²⁾。

(ii) 1990年憲法改正

権利義務における男女の平等はノルウェー社会における基本的な原則であり、王位継承権についても適用されるべきとして、1990年憲法改正により、性別にかかわらず、長子が継承する絶対的長子継承制に移行した⁽⁵³⁾。

同時にこの改正では、王位継承権者の範囲を絞り込み、前国王・女王の子孫、並びに前国王・女王の兄弟姉妹及びその子孫に限定した (憲法第6条第3項)。その理由は、女子に王位継承権を認めることによって継承権者の数がほぼ2倍になると、遠い将来に不自然と思われるほど、その時の国王・女王から遠縁にある者によって王位継承権が保持される可能性があるが、それが君主の国民統合の機能にとっては望ましくないということである。国民統合の機能にとっては、王位継承者が君主の比較的近親者であることが重要であり、そのような者がいない場合には、憲法に基づいて議会が王位継承者を選任すべきだと考えられている⁽⁵⁴⁾。

経過規定として、1990年より前に生まれた者は男子が女子に優先するとされ (憲法第6条第5項第2文)、1971年生まれの現国王の第一子のマッタ＝ルイーセ王女 (Märtha Louise, 1971-) には継承権が与えられたが、第二子のホーコン王子 (Haakon Magnus, 1973-) が引き続き王太子となった (図2参照)。また、1971年より前に生まれた者には旧法が適用されるとされ (憲法第6条第5項第1文)、国王の2人の姉ラグンヒルド王女 (Ragnhild, 1930-2012) とアストリッド王女 (Astrid, 1932-) には王位継承権が与えられなかった。

図2 現在のノルウェー王族



(注) ■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者とメッテ＝マーリット王太子妃の前夫との間の子は除く。

(出典) «Kongefamilien». Det Norske Kongehus website (ノルウェー王室ウェブサイト) <<http://www.kongehusetsbarnesider.no/seksjon.html?tid=81263>>; «Arverekken», *ibid.* <<http://www.kongehusetsbarnesider.no/artikkel.html?tid=81364>>を基に筆者作成。

50) 1813年にノルウェーの副摂政に任命され、憲法制定後、議会でノルウェー国王に選任された (在位 1814.5.17-10.10)。後年、デンマーク国王 (クリスチャン8世 (Christian 8., 在位 1839-1848)) に即位した (“King Christian Frederik (1786-1848).” Det Norske Kongehus website (ノルウェー王室ウェブサイト) <<http://www.kongehuset.no/artikkel.html?tid=30101>>。

51) Arne Fliflet, *Kongeriket Norges Grunnlov*, Oslo: Universitetsforlaget, 2005, s. 103.

52) *ibid.*, s. 101.

53) Stortinget, *Forhandlinger i Stortinget for 1989-1990*, 29 mai 1990, s. 3687-3693.

54) *ibid.*; Stortinget, *Innst. S. nr. 179 (1989-1990)*.

(iii) 王位継承権者

前述のように前国王・女王の子孫、並びに前国王・女王の兄弟姉妹及びその子孫である。

なお、王位継承権者が、①国王の同意なく結婚した場合、②国王及び3分の2以上の多数の議決による議会の同意なく外国の君主となった場合、その者及びその子孫は王位継承権を失う(憲法第36条)。王位継承権を放棄することができるか否かについては、憲法学者の間で見解が分かれている⁽⁵⁵⁾

(iv) 王位継承者がなくなった場合の手続

王位継承権を有する王子・王女がいなくなった場合には、国王・女王は議会に継承者を提案することができ、議会はこの提案を受け入れない場合には別の者を選任することができる(憲法第7条)。国王・女王が死去し、王室の家系が絶え、王位を継承する者が選任されていない場合には、議会が新国王・女王を選任する(同第48条)。この場合、議会が選任を行う義務があるかについて議論があるが、憲法上も責任法⁽⁵⁶⁾によっても義務はなく、この憲法第48条の規定は政府が国を共和制として運営することを認めるものだという解釈も成り立つとされている⁽⁵⁷⁾。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

ノルウェー王室は、王室(Kongehuset)と王族(Kongefamilien)の概念を区別している⁽⁵⁸⁾。王室は、国王、王妃、王太子、王太子妃、王太子の次の王位継承者である王太子の長女で構成されるのに対し、王族には王室の構成員以外に、王太子の家族(メッテ=マーリット王太子妃(Mette-Marit, 1973-)の前夫との間の子も含む)、国王の長女とその家族、国王の姉とその夫⁽⁵⁹⁾が含まれている。ただし、王室の構成員と王族を定義する法令の規定はなく、王室によって特段の基準も示されていない。

王位継承権者は、全て王族であるが、以下に述べるように王族の全てに王族としての称号・敬称が与えられているわけではない。

(2) 称号・敬称を与えられる王族

1990年憲法改正前は、王位継承権第1位である現国王の息子は王太子、その他の王位継承権を有する者は王子、王族の娘は王女と呼ぶという規定があったが、1990年改正で女子に王位継承権を認めることに伴い、国王は王位継承権を有する者のための称号について規則を定めることができるという規定に改められている(第34条)。ただし、規則は定められておらず、実務上、王位継承権を有する者への王子・王女の称号の付与は、国王の個別の非公表の決定によっ

⁽⁵⁵⁾ Fliflet, *op.cit.*(51), s. 104; «Ekspertene uenige om Märthas rolle», NRK, 20.09.2014. <<https://www.nrk.no/norge/ekspertene-uenige-om-marthas-rolle-1.11937531>>

⁽⁵⁶⁾ Lov av 5. februar 1932 om ansvar for handlinger som påtales ved Riksrett 内容は閣僚、議員等の職務違反について刑事責任を定めるもの。

⁽⁵⁷⁾ Fliflet, *op.cit.*(51), s. 224.

⁽⁵⁸⁾ «Kongefamilien». Det Norske Kongehus website <<http://www.kongehusetsbarnesider.no/seksjon.html?tid=81263>>

⁽⁵⁹⁾ 国王の2人の姉の夫はいずれもすでに故人であるが、生前は含まれていた(«Kongefamilien». Det Norske Kongehus website <<http://web.archive.org/web/20130411071141/http://www.kongehusetsbarnesider.no:80/seksjon.html?tid=81263&sek=81183>>)。

て行われている⁽⁶⁰⁾。

一方、国王、王太子及び王位継承権を有する王子・王女の配偶者の称号や陛下、殿下等の敬称は、憲法に根拠はなく慣習・伝統に基づく非公式のものである⁽⁶¹⁾。男性王族の妻には、対応する称号（王妃（dronning）、王太子妃（kronprinsesse）など）が与えられる慣習があるが、王女の夫にはそのような慣習がなく称号が与えられていない。不平等のように見えるが、称号の使用は限定的にするのが望ましいとされ、憲法が役職に付随する称号以外の称号の授与を禁止している（第23条）ことにも、このような慣習は適合していると考えられている⁽⁶²⁾。

(3) 既婚の王女の地位

1990年の憲法改正前は、王女は王位継承権を有していなかったが、国王の長姉の故ラグンヒルド王女は1953年に、次姉のアストリッド王女は1961年にいずれも平民のビジネスマンと国王の許諾⁽⁶³⁾を得て結婚し、殿下の敬称は失ったが⁽⁶⁴⁾、王族の地位は維持し、ラグンヒルド王女ロレンツェン夫人（Prinsesse Ragnhild, Fru Lorentzen）とアストリッド王女ファーナー夫人（Prinsesse Astrid, Fru Ferner）という呼称が与えられた⁽⁶⁵⁾。ラグンヒルド王女はブラジルに移住したが、アストリッド王女は引き続き公務を行っていた⁽⁶⁶⁾。その夫は称号を与えられていないが、王族に含まれ、王族となった後も経済的活動も行っていた。ただし、子は王族には含まれていない。

王位継承権を有する国王夫妻の長女マッタ＝ルイーセ王女は、2002年1月に商業的事業に従事するため殿下の敬称と歳費の辞退を申し出、認められた⁽⁶⁷⁾。同王女はこのような事情からほとんど公務を行っていない⁽⁶⁸⁾。同王女は2002年に作家と結婚し（2016年に離婚）、その夫は王族とされたが、称号・敬称は与えられなかった。同王女の子は王位継承権を有し、王族であるが、称号・敬称を与えられていない⁽⁶⁹⁾。

(60) Fliflet, *op.cit.*(51), s. 201-203.

(61) *ibid.*, s. 200-203.

(62) *ibid.*, s. 163.

(63) 憲法上、王位継承権を有しない王女の結婚には君主としての国王の同意は必要とされていなかったが、王家の家長としての国王の許諾は必要とされていた。

(64) 殿下（Kongelige Høyhet（Royal Highness））に代わり Høyhet（Highness）の敬称が与えられている。その理由を示す資料は見当たらなかったが、貴賤結婚であったためと推測される。

(65) “Princess Ragnhild of Norway,” *Telegraph*, 23 September 2012. <<http://www.telegraph.co.uk/news/obituaries/royalty-obituaries/9561327/Princess-Ragnhild-of-Norway.html>>; “Astrid engaged to a commoner,” *New York Times*, November 14, 1960; Cato Husabø Fossem et al., «Prinsesse Astrids ektemann er død», *VG*, 24.01.2015. <<http://www.vg.no/rampelys/kongehuset/prinsesse-astrids-ektemann-er-doed/a/23376189/>>

(66) アストリッド王女は、1954年に母マッタ王太子妃（Märtha, 1901-1954）が亡くなったため、王太子妃及び父オーラヴ王太子が即位後（即位してオーラヴ5世（Olav V, 在位 1957-1991））は王妃の代役としての役割を引き受け、1961年の結婚後も弟のハーラル王太子（ハーラル5世現国王）が1968年にソニア王太子妃（Sonja, 1937-）と結婚するまでその役割を続けた。その後も同王女は引き続き公務を行っていた（“Her Highness Princess Astrid.” The Royal House of Norway website <<http://www.royalcourt.no/artikkel.html?tid=28755&sek=27292>>）。

(67) «Märtha Louise ikke kongelig høyhet», *NRK*, 07.01.2009[sic]. <<https://www.nrk.no/norge/martha-louise-ikke-kongelig-hoyhet-1.6408888>> Høyhet（Highness）の敬称は与えられている（“Her Highness Princess Märtha Louise.” The Royal House of Norway website <<http://www.royalcourt.no/seksjon.html?tid=28744&sek=27273>>）。

(68) 2016年の王室の公務は延べ740件、公式訪問が国内48地方、海外11か国で、もっぱら国王夫妻と王太子夫妻が行っている（«Kongelige dagbok», *Det kongelige hoff: årsrapport 2016, Dek kongelig hoff*, 2017, s. 22-33）。

(69) Fliflet, *op.cit.*(51), s. 201; “The Royal Family.” The Royal House of Norway website <<http://www.royalcourt.no/seksjon.html?tid=28435&sek=27259>>

III ベルギー

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現王朝は、オランダからの独立時の1831年に議会で国王に選任されたドイツのザクセン＝コーブルク＝ゴータ公国の君主家であったザクセン＝コーブルク＝ゴータ公爵家のレオポルド公子（即位してレオポルド1世（Léopold I^{er}, 在位1831-1865））を始祖とする⁽⁷⁰⁾。

(2) 王位継承法

(i) 王位継承規則

独立時の1831年憲法⁽⁷¹⁾で、「国王の憲法上の権限は、レオポルド1世の直系の養子でない嫡出の子孫に男子から男子への長子継承制の順序により、かつ、女子及びその子孫を永続的に排除し世襲される」（第60条第1項）⁽⁷²⁾と規定され、男系長子継承制を採用した。

1978年にこの「女子及びその子孫を永続的に排除し」という文言が差別的で容認できないとして、下院議員から政府の憲法改正条文の提案に対して改正対象条文に加えるよう提案されたことがあるが下院で採択されたのみで終わった⁽⁷³⁾。

1991年に政府は、サリカ法を適用しているのはヨーロッパではベルギー一国となったとし⁽⁷⁴⁾、社会の発展にも、両性の平等を保障する多数の国際条約にも適うとして⁽⁷⁵⁾、男女を問わず長子が王位を継承する絶対的長子継承制に移行する憲法改正案を提案し、議会で反対票なしで成立した⁽⁷⁶⁾。

ただし、この改正規定を適用すると、当時のボードゥアン国王（Baudouin, 在位1951-1993）には子がなかったため、ルクセンブルク大公妃となっている国王の姉のジョゼフィーヌ＝シャルロット王女（Joséphine-Charlotte, 1927-2005）が継承順位第1位となる問題があった。この点について、経過規定で改正規定が国王の弟のアルベール王子（即位してアルベール2世（Albert II, 在位1993-2013））の子孫から適用されるとし、ジョゼフィーヌ＝シャルロット王女とその子孫を王位継承から排除した（図3参照）。

(70) “Origins of the Dynasty.” The Belgian Monarchy website（ベルギー王室ウェブサイト）<<https://www.monarchie.be/en/royal-family/history/origins-of-the-dynasty>>

(71) Constitution belge du 7 février 1831

(72) この規定はフランス第一帝政（1804-1814, 1815）の1904年の共和暦12年憲法（Constitution de l’An XII）第3条の文言をそのまま利用したものである（Sénat de Belgique, *Annales parlementaires*, 11 juin 1991, p.2404）

(73) ベルギーでは憲法改正に際して改正が必要な条文を改正理由を示して列挙する宣言書を議会で議決した後、議会が自動的に解散され、召集された議会で憲法改正審議が行われる制度になっている（現憲法第195条）。1978年の政府提出の宣言書案に対し、「男子から男子へ」の文言で十分であるとして、男系長子継承制は変えず、「女子及びその子孫を永続的に排除し」という文言を削除する趣旨で当該条文を、改正を必要とする条文に追加する提案が下院でなされた。しかし、政府の改正予定事項には入っておらず、この提案は下院で採択されたのみで終わった（Chambre des Représentants, *Documents*, 519/4(1978-1979), 11 novembre 1978, pp.29-30; «Majorité à la Chambre pour rendre le trône accessible aux femmes», *Le Soir*, 15 novembre 1978）。

(74) 実際にはリヒテンシュタインも男系長子継承制をまだ採用していた。

(75) Chambre des Représentants, *Documents*, 10/60-1531/2(1990-1991), 10 avril 1991, p.2; Sénat, *Documents*, 100-31/2(S.E. 1988), 6 juin 1991, p.2.

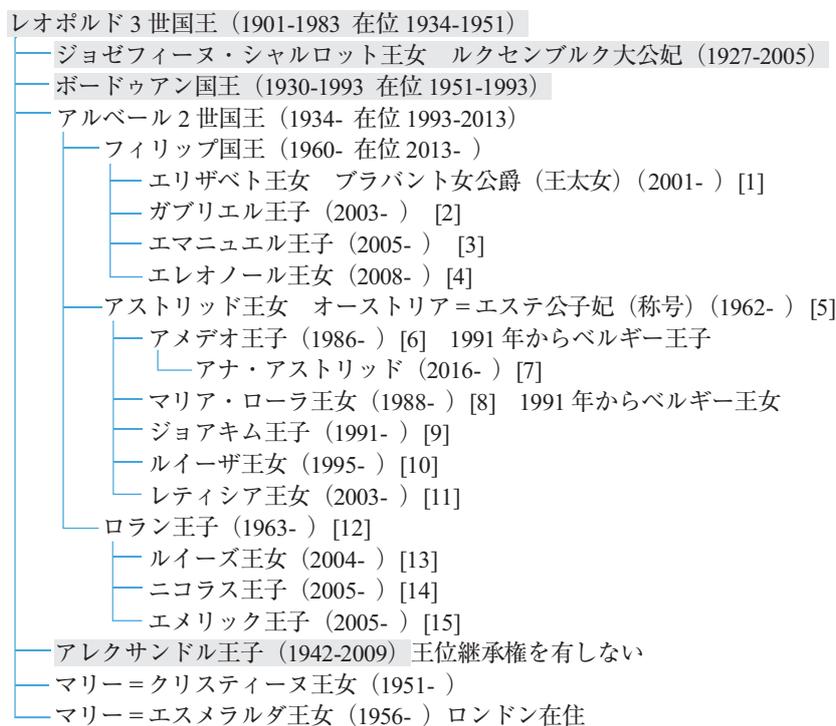
(76) Chambre des Représentants de Belgique, *Annales parlementaires*, N.53, 17 avril 1991, p.2633; Sénat de Belgique, *op. cit.*(72), p.2441.

(ii) 王位継承権者

王位継承権者は、前述のとおりアルベール 2 世国王の男系と女系の子孫及びレオポルド 1 世国王の男系子孫の男子である。ただし、レオポルド 3 世国王 (Léopold III, 在位 1934-1951) の 2 度目の結婚から生まれたアレクサンドル王子 (Alexandre, 1942-2009) と 2 人の王女 (マリー=クリスティーン王女 (Marie-Christine, 1951-) とマリー=エスメラルダ王女 (Marie-Esméralda, 1956-) (図 3 参照) には、当該結婚が大臣の副署を得ていないため、公法上の効果はなく、王位継承権がないと解釈されている⁽⁷⁷⁾。

なお、王位継承権者が国王の同意なく結婚した場合には、その子孫とともに王位継承権を失う (憲法第 85 条第 2 項)⁽⁷⁸⁾。国王の同意は君主としての同意であり、大臣の副署が必要とされる⁽⁷⁹⁾。

図 3 現在のベルギー王族



(注) ■ は故人、[] は王位継承順位、配偶者を除く。

(出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; Yves Lejeune, *Droit constitutionnel belge*, Bruxelles: Larcier, 2010, pp.399-400; «Famille royale». Le Monarchie belge website (ベルギー王室ウェブサイト) <<https://www.monarchie.be/fr/#famille-royale>> 等を基に筆者作成。

(77) レオポルド 3 世国王は、最初の妃であるスウェーデン王女のアストリッド王妃 (Astrid, 1905-1935) を自動車事故で 1935 年に亡くし、1941 年 9 月に平民のリリアン・バエル (Lilian Baels, 1916-2002) と再婚した。リリアン・バエルが親ナチスのグループと親交があったことから、この結婚はベルギー国民から批判を受けた (“An Unlucky Monarch,” *New York Times*, May 27, 1959)。レオポルド 3 世国王は、1941 年 12 月 6 日付けの破棄院 (最高司法裁判所に当たる。) 長官に提出した文書でこの結婚から生まれる子の王位継承権を放棄しており、1991 年憲法改正の議会審議において、この 2 度目の結婚からの子であるアレクサンドル王子と 2 人の王女に王位継承権があるか否かが問題となった。政府は、国王には王位継承規則やそれが適用される結果を変更する権限はないが、国王の結婚は政治的意味を持つ行為であり大臣の副署を必要とし、大臣の副署を得ていないこの結婚には公法上の効果がないため、同王子と 2 人の王女に王位継承権はないという解釈を採った (Sénat, *Documents*, 100-31/2(S.E. 1988), *op.cit.*(75), pp.5-9)。

(78) 1991 年憲法改正で王女が王位継承権を有するようになったため、同意を得ずに 1984 年に結婚したアストリッド王女 (Astrid, 1962-) と最後のオーストリア皇帝カール 1 世 (Karl I, 在位 1916-1918) の孫であるオーストリア=エステ公子 (称号) ロレンツ (Lorenz, 1955-) との結婚について、経過規定に同意を得たものとみなす規定が置かれた。

(79) Marc Uyttendaele, *Trente leçons de droit constitutionnel*, Bruxelles: Bruylant, 2011, pp.650-651.

(iii) 王位継承権者がいなくなった場合の手続

レオポルド1世の王位継承権を有する男系子孫は、現在、アルベール2世前国王の男系子孫(図3参照)しかいないが⁽⁸⁰⁾、レオポルド1世の子孫がいなくなった場合には⁽⁸¹⁾、国王は、議会の同意を得て、大臣が副署した上で承継者を指名することができる。議会の同意には、各議院での審議において議員総数の3分の2を定足数として、3分の2以上の賛成が必要とされる(憲法第86条、第87条)。この手続は「政治的養子」と呼ばれている⁽⁸²⁾。

国王がこの手続を行わず空位となった場合には、議会は両院合同会議で摂政を任命し、2か月以内に選挙を実施した上で新たに召集される議会の両院合同会議で新しい国王を指名する(同第95条)。両院合同で行うのは、両院の議決が分かれた場合に、両院の間を議案が行き来することが新しい国王の威信を損なうためとされている。継承者については、1830年11月24日の国民議会の命令を尊重し、ベルギーがオランダから独立した関係でオランダ王家であるオラニエ=ナッサウ家に属する者は指名することができないということ以外、特に条件はない⁽⁸³⁾。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

王族を定義する法令の規定はないが、ベルギー王子・王女の称号を与えられた者を王族と見なすことができる。以下に述べるように2015年の制度改正前までは、王位継承権者は全て称号と敬称を与えられ、王族であったが、当該改正により王位継承権者の中に称号と敬称を与えられない、王族でない者が出てきている。

また、ベルギーには、王族の概念とは別に王室の構成員の概念はないが、後述のように歳費が支給される王族を限定し、歳費を受けていない王族と区別している。

(2) 称号・敬称を与えられる王族

建国から60年間、それまで王族には王家のドイツの歴史的な領地にちなんだ称号(サククス=コーブルク=ゴータ公子・公女、サククス公爵・女公爵)が与えられてきたが、1891年に新たに国民国家にちなんだベルギー王子・王女の称号を創設し、当該称号が与えられる王族の範囲を以下のように勅令⁽⁸⁴⁾で明確化した。①レオポルド1世の男系子孫の男子・女子にベルギー王子・王女の称号が与えられること、②王子と結婚した女子に自身の称号としてベルギー王女の称号が与えられること。

1991年には王女に王位継承権を認めたことに伴い、1891年の勅令を廃止し、新たな勅令⁽⁸⁵⁾により、①ベルギー王子・王女の称号と殿下の敬称が与えられる範囲をアルベール王子の男系

⁽⁸⁰⁾ «Généalogie de la dynastie belge», Yves Lejeune, *Droit constitutionnel belge*, Bruxelles: Larcier, 2010, p.400.

⁽⁸¹⁾ 憲法第86条第1項の規定ではレオポルド1世の子孫がいなくなった場合とのみ規定し、アルベール2世国王の男系と女系双方の王位継承権を有する子孫がいなくなり、現行憲法で規定する全ての王位継承権者がいなくなった場合でも、ジョゼフィーヌ=シャルロット王女の子孫などレオポルド1世の女系の子孫が存在する限り、この手続は開始されないと解釈する余地がある。しかし、ベルギー憲法の解説書にはこの点の言及はなく、レオポルド1世国王の子孫がいなくなった場合を王位継承権者がいなくなった場合と読み替えて解釈しているものもある(Lejeune, *ibid.*, p.401; Uyttendaele, *op.cit.*(79), p.651; Didier Batselé et al., *Initiation au droit constitutionnel*, 2. éd., Bruxelles: Bruylant, 2014, p.300; Francis Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, Bruxelles: Bruylant, 2000, p.405)。

⁽⁸²⁾ Batselé et al., *ibid.*

⁽⁸³⁾ Uyttendaele, *op.cit.*(79), pp.651-652.

⁽⁸⁴⁾ «Arrêté royal du 14 mars 1891 qualifiant Princes et Princesses de Belgique les Princes et Princesses issus de la descendance masculine et directe de feu Sa Majesté Léopold I^{er}», *Moniteur belge*, 15 mars 1891. この勅令に付された Rapport au Roi (勅令案に添付される裁可する国王のための説明書)に経緯が説明されている。

と女系の子孫の男子・女子と改めた。これによりアストリッド王女の子にベルギー王子・王女の称号が与えられた。②ベルギー王子と結婚した女子にベルギー王女の称号が与えられる規定が削除された。ただし、国王は個別の勅令によりフィリップ王子 (Philippe, 1960-) とロラン王子 (Laurent, 1963-) の妃にベルギー王女の称号⁽⁸⁶⁾、アストリッド王女の夫にベルギー王子の称号をそれぞれ与えている⁽⁸⁷⁾。

フィリップ国王即位後の2015年の勅令⁽⁸⁸⁾により、傍系の王族の人数の増加を制限するために、ベルギー王子・王女の称号と殿下の敬称の使用を国王の子と孫及び王太子・王太女⁽⁸⁹⁾の子と孫に限定した(第1条)。ただし、アルベール2世前国王の子と孫も同様とし(第2条)、1891年の勅令によりベルギー王子・王女の称号と殿下の敬称が与えられた者は引き続き使用が許されている(第3条)。これらに該当しないレオポルド1世の直系子孫の男子・女子には、先祖から継承した称号の使用が許されている(第4条)。2016年に生まれたフィリップ国王の甥のアメデオ王子(Amedeo, 1986-)の長女は王位継承権を有するが、この2015年の勅令によりベルギー王女の称号を与えられていない⁽⁹⁰⁾。

(3) 歳費が支給される王族

王族への歳費については、国王・女王⁽⁹¹⁾以外に、オランダ法をモデルにして制定された2013年の「王族に支給される費用及び手当並びに王室財政の透明性に関する法律」⁽⁹²⁾によって歳費が支給される王族は、①推定王位継承者⁽⁹³⁾、②退位した国王・女王、③死去した国王・女王の配偶者、④退位し、すでに死去した国王・女王の配偶者、④死去した推定王位継承者の配偶者に限られている(同法第2条)。歳費は、上級官吏相当⁽⁹⁴⁾の課税対象となる俸給相当分と庁費・人件費相当分から成る(同法第3条)。これ以外の王族は、一般的な利益をもたらす役務の遂行に対して勅令により補償を受けられることができるという規定があるが(同法第9条)、原則として職業を持ち自活することを求められている。

⁽⁸⁵⁾ «Arrêté royal du 2 décembre 1991 portant remplacement de l'arrêté royal du 14 mars 1891», *Moniteur belge*, 5 décembre 1991, p.27372.

⁽⁸⁶⁾ «Arrêté royal du 8 novembre 1999 qualifiant Mademoiselle Mathilde d'Udekem d'Acoz Princesse de Belgique», *Moniteur belge*, 13 novembre 1999, p.42479; «Arrêté royal du 1 avril 2003 qualifiant Mademoiselle Claire Coombs Princesse de Belgique», *Moniteur belge*, 8 avril 2003, p.17620.

⁽⁸⁷⁾ «Arrêté royal du 10 novembre 1995 qualifiant l'Archiduc Lorenz d'Autriche-Este Prince de Belgique», *Moniteur belge*, 14 novembre 1995, p.31301.

⁽⁸⁸⁾ «Arrêté royal du 12 novembre 2015 relatif à l'octroi du titre de Prince ou Princesse de Belgique», *Moniteur belge*, 24 novembre 2015, p.70311.

⁽⁸⁹⁾ ベルギーには王太子・王太女という称号はなく、国王・女王の長子、長子が死亡している場合には長子の長子にブラバント公爵・女公爵の称号が与えられる(«Arrêté royal du 16 octobre 2001 modifiant l'Arrêté royal du 16 décembre 1840 attribuant à l'héritier présomptif de la Couronne le titre de Duc Brabant et au Prince Philippe...», *Moniteur belge*, 17 octobre 2001, p.36172)。

⁽⁹⁰⁾ “Move over Charlotte! Prince and Princess dubbed the William and Kate of Belgium introduce their baby daughter Archduchess Anna Astrid,” *MailOnline*, 22 May 2016. <<http://www.dailymail.co.uk/femail/article-3603383/Prince-Princess-Amedeo-Belgium-introduce-baby-daughter.html>>

⁽⁹¹⁾ 国王・女王は、憲法第89条に基づき在位期間中の歳費額(金額は3年ごとに見直される。)が決定されている(«Loi du 27 novembre 2013 fixant la Liste civile la durée du règne du Roi Philippe», *Moniteur belge*, 30 décembre 2013, p.103429)。

⁽⁹²⁾ «Loi du 27 novembre 2013 concernant les dotations et les indemnités octroyées à des membres de la Famille royale ainsi que la transparence du financement de la monarchie», *Moniteur belge*, 30 décembre 2013, p.103424.

⁽⁹³⁾ 推定王位継承者には、国王・女王の長子(王太子・王太女)も含まれる(Sénat, *Documents*, 4-1335/1(2008-2009), pp.71-72)。現在、フィリップ国王の長子エリザベト王女(Élisabeth, 2001-)は未成年であるため歳費の支給を受けていない。

推定王位継承者ではないアストリッド王女とロラン王子⁽⁹⁵⁾にも、2000年と2001年の「フィリップ王子殿下、アストリッド王女殿下及びロラン王子殿下に歳費を支給する法律」⁽⁹⁶⁾により歳費の支給がなされていたため、上記の2013年法の経過規定により同王女・王子にも歳費が支給されている（同法第23条、第24条）。しかし、レオポルド3世国王の2度目の結婚から生まれた2人の王女及びすでに成人し世帯を別にしているアストリッド王女の子には支給されない⁽⁹⁷⁾。

歳費が支給されない王族は職業を持ち自活し、公務は歳費の支給を受けている王族が担うことが想定されている⁽⁹⁸⁾。現在公務を行っているのは、歳費を受けている国王夫妻、アルベール2世前国王夫妻、アストリッド王女夫妻、ロラン王子夫妻である⁽⁹⁹⁾。

(4) 既婚の王女の地位

王女の称号は結婚後も終生保有することができ、王女は終生王族である。しかし、王位継承権を持っていなかった歴代ベルギー王女は、レオポルド3世国王の2度目の結婚から生まれた2人の王女以外の8人全てが外国の王公家の男子と結婚し、外国に居住していた。アストリッド王女は、1984年の結婚後スイスに居住していたが、1991年憲法改正により王位継承権を与えられた後の1993年に家族とともに帰国し、以後公務に従事している⁽¹⁰⁰⁾。同王女の夫は前述のように王族であり王子の称号を与えられ、その子も王位継承権を有し、王族であり王子・王女の称号を与えられている。

IV ルクセンブルク

1 大公位継承制度

(1) 王朝の系譜

現王朝ルクセンブルク＝ナッサウ家は、1890年に大公に即位したナッサウ＝ヴァイルブルク

⁽⁹⁴⁾ 故ボードゥアン国王のファビオラ王妃 (Fabiola, 1928-2014) とアストリッド王女とロラン王子は国務院評定官の初任給 (2017年予算では8.8万ユーロ＝約1160万円 (1ユーロ＝132円 (平成29年10月8日現在)) と同額 (同法第21条第2項、第22条第3項、第23条第3項)、アルベール2世前国王の歳費はその2倍の額とされている (《Loi du 27 novembre 2013 attribuant une dotation annuelle et viagère à Sa Majesté le Roi Albert II》, *Moniteur belge*, 30 décembre 2013, p.103427; Chambre des Représentants de Belgique, *Projet de loi contenant le premier ajustement du budget general des Dépenses pour l'année budgétaire 2017*, Doc 54 2411/01, 27 avril 2017, p.160)。

⁽⁹⁵⁾ 国王の子は18歳になると上院議員となる権利を有した (憲法旧72条)。1994年憲法改正前までは王子のみであったが、同改正により王女もこの権利を得た。しかし、2014年の上院改革の憲法改正でこの制度は廃止された (《Révision de l'article 72 de la Constitution》, *Moniteur belge*, 31 janvier 2015, p.8559)。

⁽⁹⁶⁾ 《Loi du 7 mai 2000 attribuant une dotation annuelle à Son Altesse Royale le Prince Philippe, une dotation annuelle à Son Altesse Royale la Princesse Astrid et une dotation annuelle à Son Altesse Royale le Prince Laurent》, *Moniteur belge*, 3 juin 2000, p.18992 et 5 décembre 2001, p.41773。

⁽⁹⁷⁾ 長男のアメデオ王子は父の経営するスイスのバーゼルのプライベート・バンクに勤務している (“Belgische prins Amedeo verhuist Zwitserland,” *Blauw Bloed*, 29 december 2016. <<https://blauwbloed.nl/artikel/2016/12/belgische-prins-amedeo-verhuist-naar-zwitserland/>>)、長女のマリア・ローラ王女 (Maria Laura, 1988-) は2017年から欧州復興開発銀行で勤務を始めている (《Huit princesses célibataires en quête du prince charmant》, *Paris Match*, 15.03.2017. <<http://www.parismatch.com/Royal-Blog/Monde/Huit-princesses-celibataires-en-quete-du-prince-charmant-1211024>>)。

⁽⁹⁸⁾ Sénat, *op.cit.*⁽⁹³⁾, p.79。

⁽⁹⁹⁾ 《Agenda: Rechercher un événement》. Le Monarchie belge website <<https://www.monarchie.be/fr/agenda/recherche>> 王族の公務の検索ページ。2016年1月1日～31日まで各王族の公務を検索した結果による。

⁽¹⁰⁰⁾ 《Astrid au château du Stuyvenberg》, *La Dernière Heure*, 13 mai 2017。

家のアドルフ (Adolphe, 在位 1890-1905)⁽¹⁰¹⁾を始祖とする。ルクセンブルクは、1815年のウィーン条約⁽¹⁰²⁾で、オランダ王家であるオラニエ＝ナッサウ家が属するナッサウ家の一族⁽¹⁰³⁾により元々保有されていた4つの領地⁽¹⁰⁴⁾がプロイセン国王に移譲された代償として独立を認められ、オランダ国王がルクセンブルクの君主である大公を兼ね、代々統治することとされた(第67条、第70条)⁽¹⁰⁵⁾。しかし、1890年にオランダ国王ウイレム3世 (Willem III, 在位 1849-1890) が男子の継承者なく死去したため、後述のナッサウ家協約に従い、ナッサウ家の唯一の男子継承者であったアドルフが即位した。

なお、ナッサウ＝ヴァイルブルク家の男系の血筋は、シャルロット大公女 (Charlotte, 在位 1919-1964) をもって絶えたが、同大公女の長男であるジャン大公 (Jean, 在位 1964-2000) が即位した後も、ナッサウ＝ヴァイルブルク家の家系であるとされている⁽¹⁰⁶⁾。家名としては、ジャン大公の父の家であるイタリアのパロマ公国の君主家であったブルボン＝パルム家に変更することなく、ルクセンブルク＝ナッサウ家が使われ⁽¹⁰⁷⁾、1890年から現在までをルクセンブルク＝ナッサウ王朝としている⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 大公位継承法

(i) ナッサウ家協約

1815年のウィーン条約において、ナッサウ家協約で定める継承の権利と規則が確認され、当該権利と規則が、上記のナッサウ家が保有していた4つの領地に代わり、ルクセンブルク大公国に適用されることが規定された(同条約第71条)。ナッサウ家協約とは1783年にナッサウ家の諸家の間で継承・相続規則を取り決めた協約⁽¹⁰⁹⁾で、君主の地位がその子孫、兄弟及びその子孫、故君主の兄弟及びその子孫、より近親の男系男子尊属の子孫という順序で男系男子に継承される男系長子継承制を原則とし(第24条第1項第1号、第26条)、男系子孫の男子がナッサウ家全体でいなくなった場合に最後の男系男子の娘(長子優先)、娘がない場合には最近親の女子が継承する(第42条)とする男系・女系長子継承制を規定していた⁽¹¹⁰⁾。

⁽¹⁰¹⁾ アドルフは、ルクセンブルク大公に即位する前は、1866年にプロイセンに併合されたナッサウ公国(1806-1866)の君主ナッサウ公爵であった(在位 1839-1866)。

⁽¹⁰²⁾ The General Treaty of the Final Act of the Congress of Vienna, 9 June 1815

⁽¹⁰³⁾ ナッサウ家はドイツのライン川とマイン川に挟まれた地域から発祥した家系で、13世紀後半に2つの家系に分かれ、一方がオランダ王家のオラニエ＝ナッサウ家などのオットー系、もう一方が現ルクセンブルク公爵家のナッサウ＝ヴァイルブルク家などのヴァルラム系である (Jiří Louda and Michael Maclagan, *Lines of Succession: Heraldry of the Royal Families of Europe*, London: Time Warner Books, 2002, pp.68-69)。

⁽¹⁰⁴⁾ 4つの領地は、いずれもオットー系に属する諸家が保有していた。

⁽¹⁰⁵⁾ Louda and Maclagan, *op.cit.*(103), p.78.

⁽¹⁰⁶⁾ “History of House Nassau-Weilburg.” The official portal of the Grand Duchy Luxembourg website (ルクセンブルク大公国ウェブサイト) <<http://www.luxembourg.public.lu/en/le-grand-duche-se-presente/monarchie/histoire-nassau-weilburg/index.html>>

⁽¹⁰⁷⁾ *The Grand Ducal Family of Luxembourg*, Ministère d’État, Service Information et Presse, 2002, p.17.

⁽¹⁰⁸⁾ «Remise officielle du livre des 125 ans de “La Dynastie Luxembourg-Nassau”», 2015.11.3. Cour Grand-Ducale de Luxembourg website (ルクセンブルク大公庁ウェブサイト) <<http://www.monarchie.lu/fr/actualites/evenements/2015/11/03112015-125luxnassau/index.html?highlight=luxembourg-nassau>>

⁽¹⁰⁹⁾ Nassauischer Erbverein. 条文は国際条約集である Clive Parry, ed., *The Consolidated Treaty Series*, vol.48, New York: Oceana, 1969, pp.371-411 に掲載されている。

⁽¹¹⁰⁾ Marc Feyereisen et Brigitte Louise Pochon, *L’État du Grand-Duché de Luxembourg*, Windhof: Promoculture-Larcier, 2015, p.31.

国内法としては、1848年の憲法⁽¹¹¹⁾で「ルクセンブルク大公の憲法上の権限は、1783年6月30日協約及び1815年6月9日ウィーン条約に従って、オラニエ＝ナッサウ公爵、オランダ国王、ルクセンブルク大公であるウィレム2世家内で継承する。」(第5条)と規定された。この条文は「ウィレム2世家内で」の文言を「ナッサウ家内で」(第3条)と改めて1856年憲法⁽¹¹²⁾に引き継がれ、さらに「1867年5月11日ロンドン条約第1条」⁽¹¹³⁾という文言を加えて1868年憲法⁽¹¹⁴⁾に引き継がれた。

(ii) 1907年ナッサウ家規約

1905年に即位したアドルフ大公の一人息子のギヨーム4世大公(Guillaume IV, 在位1905-1912)には娘6人がいたが、息子がいなかったため、1905年9月に死去したアドルフ大公の弟ニコラウス公子(Nicolaus, 1832-1905)とロシア貴族で詩人・作家のプーシキン(Александр Сергеевич Пушкин, 1799-1837)の娘との間の子ゲオルク・フォン・メレンベルク(Georg von Merenberg, 1871-1948)が大公位継承権を主張した⁽¹¹⁵⁾。この主張は家長の同意を得ていない貴賤結婚からの子であるとして退けられたが、1907年、ギヨーム4世大公は長女のマリー・アデレイド公女(Marie-Adélaïde, 在位1912-1919)による大公位継承を確実にするため、大公家の家憲⁽¹¹⁶⁾であるナッサウ家規約に議会の承認を受けることで法律としての効力を与えた⁽¹¹⁷⁾。この規約では、ナッサウ家協約第42条に定める男系子孫の男子が全てなくなった場合に該当するとし、大公位はマリー・アデレイド公女並びに同公女の婚姻から生まれる男子又はその最近親の男系男子に長子継承の原則により継承され、同公女が子孫なく死去した場合には妹の公女の系統に移ると規定していた。この規約に従い、1912年にマリー・アデレイド公女が即位し、1919年、同公女が未婚のまま退位したため、次の妹のシャルロット公女が即位した。

(iii) 2010年ナッサウ家協約改正

アンリ大公(Henri, 在位2000-)は、女子差別撤廃条約の批准の際の留保事項⁽¹¹⁸⁾を解消するために⁽¹¹⁹⁾、2010年に大公家の家憲となっていたナッサウ家協約を改正した⁽¹²⁰⁾。この改正により大公位は男系男子のみに限定せず、男女を問わず、大公の長子が継承すると改め(第24条第1

(111) «Constitution du Grand-Duché Luxembourg», *Mémorial*, 1848, p.389.

(112) «Révision de la Constitution du 27 novembre 1856», *Mémorial*, 1856, p.209.

(113) ロンドン条約(«Loi du 21 juin 1867, portant approbation du traité de Londres du 11 mai 1867», *Mémorial*, 1867, p.133)とは、フランスがウィレム3世からルクセンブルクを購入しようとしたことに対し、1815年以降ルクセンブルクに軍を駐留していたプロイセンがこれを認めず、ルクセンブルクを巡り普仏が対立したところから、列強間でオランダ国王の統治を確認し、プロイセン軍撤収とルクセンブルクの永世中立化を合意したもの(Victor J. P. Biel et al., “Luxembourg.” *Encyclopædia Britannica website* <<https://www.britannica.com/place/Luxembourg#ref386646>>)。この条約第1条で大公位継承権をナッサウ家の男系親族が継承権を有することが確認された(第1条第2項)。

(114) «Loi du 17 octobre 1868, portant révision de la Constitution du 27 novembre 1856», *Mémorial*, 1868, p.213。「ルクセンブルク大公位は、1783年6月30日協約、1815年6月9日ウィーン条約第71条及び1867年5月11日ロンドン条約第1条に従ってナッサウ家内で継承する。」(第3条)という現行憲法の文言になった。

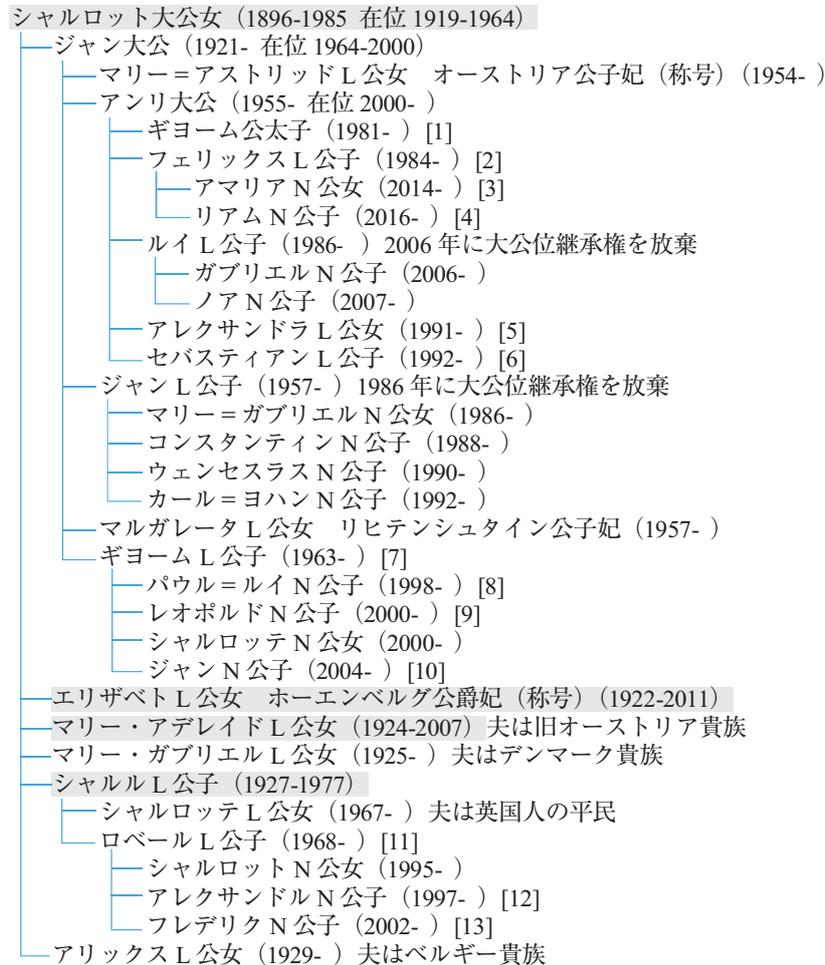
(115) Pierre Majerus, *L'état luxembourgeois: Manuel de droit constitutionnel et de droit administratif*, 3. éd., Luxembourg: St-Paul, 1970, p.120; *The Grand Ducal Family of Luxembourg, op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, p.93.

(116) 家憲とは、王公室の構成、私法的な事項、内部規律、王公位継承、摂政など王公室に関する事項について、家長である君主が国家機関の関与を受けずに制定するもの。

(117) «Loi du 10 juillet 1907, ayant pour objet de conférer force de loi au Statut de famille de la Maison de Nassau du 16 avril 1907», *Mémorial*, 11 juli 1907, p.441.

項第1号及び第2項第1文)、絶対的長子継承制に移行した。この継承規則は、現アンリ大公の子孫(図4参照)から適用される(第24条第2項第2文)。また、継承権者の順位・範囲について長子継承の原則により大公の長子、子がない場合には、その兄弟姉妹及びその子孫、次いで最近親の後述する大公家又は大公家一族の構成員及びその子孫が継承すると改めた(第26条)。

図4 現在のルクセンブルク公族



(注1) L 公子・公女はルクセンブルク公子・公女、N 公子・公女はナッサウ公子・公女

(注2) ■■■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者を除く。

(出典) *Almanach de Gotha*, 187th ed., London: Almanach de Gotha, 2004, pp.262-266; *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; «Famille grand-ducale». Cour Grand-Ducale de Luxembourg website (ルクセンブルク大公庁ウェブサイト) <<http://www.monarchie.lu/fr/famille/index.html>> 等を基に筆者作成。

(118) 同条約第7条(b)(男女平等の条件での政府の公職に就き及び公務を遂行する権利の確保)の適用により大公位継承に関する憲法の規定が影響を受けないと留保した(“Status of Treaties: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women.” The United Nations Treaty Collection website <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=IV-8&chapter=4&lang=en#75>)。ベルギー(すでに撤回)、リヒテンシュタイン、モナコ、スペイン、英国も、王公位継承規則に関する同様な留保を行った(*ibid.*)。

(119) *Rapport d'activité 2008*, Ministère de l'Égalité des Chances, 2008, p.18; Annexe au communiqué du Maréchalat, «Droits de succession». Cour Grand-Ducale de Luxembourg website <<http://www.monarchie.lu/fr/monarchie/droits-de-succession/index.html>>

(120) ナッサウ家協約はこれ以前は改正があっても公示されることはなかった。この改正規定が、大臣の副署のない大公令(«Décret grand-ducal du 16 septembre 2010 introduisant l'égalité entre hommes et femmes en matière de succession au trône», *Mémorial*, B, 23 juin 2011, p.720)の形式により初めて公示された(リュック・ホイシュリンク(井上武史訳)「翻訳 ナッソー協約・侯爵法・皇室典範—リュクサンブールと日本の対話のための序説—」『岡山大学法学会雑誌』62巻2号, 2012.12, pp.161-162)。

(iv) 大公位継承権者

大公位継承権者は、アンリ大公の男系及び女系の子孫、並びにシャルロット大公女の男子（ジャン大公及びシャルル公子（Charles, 1927-1977）の男系子孫の男子である（ナッサウ家協約第24条第2項、旧第24条第1項第1号、第26条）。

なお、大公位継承権は放棄することができる（2012年新版のナッサウ家規約⁽¹²¹⁾第7条第2項第2文）。大公・大公女の同意を得ないで結婚した場合には、結婚した公子・公女はその子孫とともに大公位継承権を失う。

2 公族の範囲

(1) 公族の定義

2012年に公示された新版のナッサウ家規約で大公家の家系（la Lignée Grand-Ducal）、大公家一族（la Famille Grand-Ducal）、大公家（la Maison Grand-Ducal）が定義された。

大公家の家系はアドルフ大公の男系・女系全ての直系子孫、大公家一族はシャルロット大公女の全ての直系子孫及びその配偶者、大公家は①大公・大公女、②退位した大公・大公女、③大公・大公女の一親等の子孫、④公太子・公太女の一親等の子孫、⑤大公・大公女が文書で同意している婚姻による①～④の配偶者、により構成されると定義されている（第2条、第3条第2項）。

大公家の家系については、法的効果を規定する条項がなく、その法的効果は明らかにされていない。大公家一族の構成員については、称号、紋章を保有する権利、寡婦・寡夫等の給付を受ける権利（第4条第1項）、大公家の構成員については、称号、紋章を保有する権利、寡婦・寡夫等の給付を受ける権利、家憲の制定に関与し及び大公家の諮問会議の構成員となる権利（大公・大公女の同意を得ないで結婚した場合には結婚期間中この権利は停止し、大公位継承権を放棄した場合にはこの権利は消滅する。）をそれぞれ保有することが規定されている（第4条第1項、第7条第1項及び第2項）。

出生による大公家の構成員は、大公・大公女の同意を得ないで結婚した場合でも、大公位継承権を放棄した場合でも、構成員の地位を失わない（第3条第1項）。大公位継承権者は、全て大公家一族に含まれる。

(2) 称号・敬称を与えられる公族

称号・敬称は、大公、大公女、大公妃、大公配、公太子（Grand-Duc Héritier）、公太女・公太子妃（Grand-Duchess Héritière）、公太女の夫（「ルクセンブルク公子」の称号を保有する。）（以上いずれも「殿下」の敬称を保有する。）以外に、

- ① 大公・大公女及び公太子・公太女の一親等の子孫並びにその妃は、「殿下」の敬称、「ルクセンブルク公子・公女」の称号及び「ド・ナッサウ」の姓
- ② 大公の二親等以上の子孫のうち、男系の子孫及びその妃は、「殿下」の敬称、「ナッサウ公子・公女」の称号及び「ド・ナッサウ」の姓
- ③ ①、②の者で大公・大公女の同意を得ないで結婚した公子・公女は、敬称はなく、先祖伝来の称号及び「ド・ナッサウ」の姓、公子の妻と子は、敬称はなく、「ナッサウ伯爵・伯爵夫

⁽¹²¹⁾ 大臣の副署のない大公令の形式で公示された（«Décret grand-ducal du 18 juin 2012 portant coordination du Statut de famille du 5 mai 1907», *Mémorial*, B, 23 juin 2012, p.832）。

人」の称号及び「ド・ナッサウ」の姓

- ④ その他の大公家及び大公一族の構成員の子孫は、称号・敬称はなく、父の姓をそれぞれ保有する（第4条b第1項、第4項）。

(3) 既婚の公女の地位

上記の①と②の公女の称号・敬称・姓に関する規定は、公女が男系男子がいなくなった場合に大公位継承権を例外的に有するにすぎなかった時期に制定された1995年公族の構成員の氏名及び称号に関する大公令⁽¹²²⁾の規定内容と変わっていない⁽¹²³⁾。その時期においても公女は結婚後、称号・敬称を維持し、大公家の一員であった⁽¹²⁴⁾。ただし、2000年現在で生存していた、ジャン前大公の4人の妹、1人の姪、2人の娘の計7人の公女のうちルクセンブルク国内に居住していたのは、夫の死後、帰国した妹のエリザベト公女（Élisabeth, 1922-2011）ただ1人であった⁽¹²⁵⁾。このことに表れているように、これまで既婚の公女はほとんどが外国に居住しており、大公家の一員の地位を維持しても、公務には従事していない⁽¹²⁶⁾。

2010年の継承規則の改正により大公位の継承権を有するアンリ大公の長女のアレクサンドラ公女（Alexandra, 1991-）は未婚であり、既婚で継承権を有する公女はまだいない。

V リヒテンシュタイン

1 公爵位継承制度

(1) 公爵家の系譜

リヒテンシュタイン家は13世紀から続く家系で、1608年にリヒテンシュタインのカール1世（Karl I, 在位1608-1627）が神聖ローマ帝国の公爵（Fürst）⁽¹²⁷⁾の世襲の称号を取得し、1699年と1712年に同家が取得したシュレンベルグとファドウツの2領が1719年に神聖ローマ帝国皇帝

⁽¹²²⁾ «Arrêté grand-ducal du 21 septembre 1995 concernant le nom de famille et les titres des Membres de la Famille grand-ducale», *Mémorial*, B, 1995, p.1168.

⁽¹²³⁾ 姓は2006年に「ナッサウ」から「ド・ナッサウ」に改められた（«Arrêté grand-ducal du 3 février 2006», *Mémorial*, A, 13 février 2006, p.555）。

⁽¹²⁴⁾ ルクセンブルク大公家の公式ガイドブックである *The Grand Ducal Family of Luxembourg*, op.cit.⁽¹⁰⁷⁾, pp.36, 38 にはアンリ大公の姉マリー＝アストリッド公女（Marie-Astrid, 1954-）とリヒテンシュタインのニコラウス公子妃である妹のマルガレータ公女（Margaretha, 1957-）も紹介されている。

⁽¹²⁵⁾ *Almanach de Gotha*, 184th ed., vol.1, London: Almanach de Gotha, 2000, pp.246-248; «La princesse Charlotte de Luxembourg», 9 octobre 2014. Royalement Blog <<http://royalementblog.blogspot.jp/2014/10/la-princesse-charlotte-phyllis-marie-de.html>> エリザベト公女は1977年に帰国した後、公式の式典には参加していたという。同公女は帰国から1985年のシャルロット大公女の死まで同大公女と一緒に及び2005年にジャン前大公のジョゼフィーヌ＝シャルロット妃が死去した後、2011年の自身の死まで同前大公と一緒にフィッシュバッハ宮殿に居住していた（“Lusarazzi 101: Elisabeth of Luxembourg, Duchess of Hohenberg,” February 5, 2017. Luxarazzi website <<http://www.luxarazzi.com/2017/02/luxarazzi-101-elisabeth-of-luxembourg.html>>）。

⁽¹²⁶⁾ 例外としてアンリ大公の姉のマリー＝アストリッド公女はスイスに居住しているが、結婚前の1970年から現在までルクセンブルク青少年赤十字委員会の議長を務めている（*The Grand Ducal Family of Luxembourg*, op.cit.⁽¹⁰⁷⁾, p.36; «Croix-Rouge luxembourgeoise de la Jeunesse». Croix-Rouge luxembourgeoise website（ルクセンブルク赤十字ウェブサイト）<<http://www.croix-rouge.lu/croix-rouge-luxembourgeoise-de-la-jeunesse/>>）。

⁽¹²⁷⁾ 公爵（Fürst）は神聖ローマ帝国、ドイツ連邦、ドイツ帝国における領主・君主の意味で、その統治する国は公国（Fürstentum）と呼ばれた。Fürstは公爵（Herzog）と伯爵（Graf）の間の爵位とされるところから侯爵と訳されることもあるが、非ドイツ圏との爵位とのバランスから公爵の訳語が使われることもある。本稿では外務省の訳語に従った。

によりリヒテンシュタイン公爵領として認められた。1806年にフランス皇帝ナポレオン（Napoléon I^{er}, 在位 1804-1814）がリヒテンシュタイン公爵領をライン同盟⁽¹²⁸⁾に編入したことにより同領は主権を獲得し、独立国のリヒテンシュタイン公国となった⁽¹²⁹⁾。同公国の君主である公爵の地位は、初代公爵のヨハン 1 世ヨゼフ（Johann I Joseph, 在位 1805⁽¹³⁰⁾-1836）の男系子孫の男子により継承され、現在に至っている。

（2）公爵位継承法

（i）公爵位継承規則

憲法⁽¹³¹⁾第 3 条の委任によるリヒテンシュタイン公爵家家憲⁽¹³²⁾により、公爵位は長子継承制の原則に従って初代公爵のヨハン 1 世ヨゼフからの系統によって判断して最長系の長男が継承すると規定される（第 12 条第 1 項）。ヨーロッパ君主国の中で唯一、男系長子継承制が採られている。

（ii）公爵位継承権者

ヨハン 1 世ヨゼフ公爵の男系子孫の男子（図 5 参照）は、原則として全て公爵位継承権者となるため、現在、継承権者は 50 余人に達している⁽¹³³⁾。

なお、成人の公子は、公爵及び公族会議への明確なかつ書面での意思表示により継承権を放棄することができる。放棄の効力は本人のみに有効である（第 13 条第 2 項）。公族会議の承認を受けずに結婚した場合は、結婚した公子とその子孫は、公爵位継承権を失う。

（iii）公爵位継承権者がなくなった場合の手続

公爵家に男系子孫の男子がいなくなった場合には、最後の公爵は例外的に公太子（Erbprinz）として養子を取る権限を有する（第 5 条第 1 項）。

2 公族の範囲

（1）公族の定義

公爵家の構成員は、公爵及びヨハン 1 世ヨゼフ公爵の男系の子孫であり、かつ、公族会議により承認された結婚により生まれたもの並びに当該結婚による公爵妃及び公子妃である（家憲第 1 条第 2 項第 1 文、第 3 項第 1 文）。公女が結婚したときにも構成員の地位を失わないが、その結婚により生まれた子は出生による構成員の地位を取得しない（同条第 2 項第 2 文、第 3 文）。

出生による構成員の地位は自由意思に基づくものとされ、成年に達していれば、公爵及び公族会議への明確なかつ書面での意思表示により構成員の地位を放棄することができる（第 1 条第 4 項）。構成員はリヒテンシュタイン国籍を有していなければならない、公爵及び公爵位継承権

⁽¹²⁸⁾ 1806年にナポレオン指導の下に設立されたオーストリアとプロイセンを除くドイツの国家の同盟、1813年に解体した（The Editors of Encyclopædia Britannica, “Confederation of the Rhein.” Encyclopædia Britannica website <<https://www.britannica.com/topic/Confederation-of-the-Rhine>>）。

⁽¹²⁹⁾ “Die Geschichte des Hauses.” Das Fürstenhaus von Liechtenstein website（リヒテンシュタイン公爵家ウェブサイト）<<https://www.fuerstenhaus.li/de/geschichte/geschichte-des-hauses/>>

⁽¹³⁰⁾ 公爵領の領主の時代も含む。

⁽¹³¹⁾ Fürstliche Verordnung vom 15. August 2004, LGBl, 2004 Nr. 171.

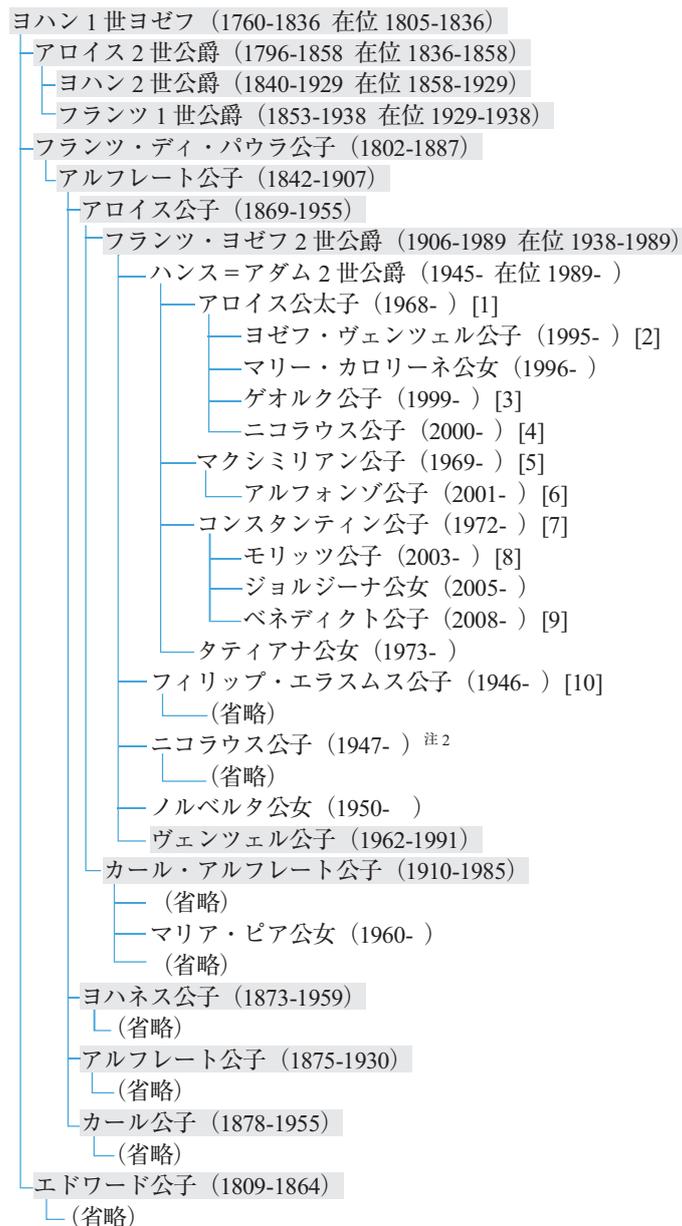
⁽¹³²⁾ Hausgesetz des Fürstlichen Hauses Liechtenstein vom 26. Oktober 1993, LGBl, 1993 Nr. 100.

⁽¹³³⁾ *Almanach de Gotha*, op.cit.(9)

第1位の者は外国籍を保有することができないが(第3条第1項、第2項)、それ以外の公族は外国籍を取得しても、リヒテンシュタイン国籍を有している限り、構成員の地位を失わない。また、公爵位継承権を放棄した場合でも、公爵家の構成員の地位は失わないが(第13条第3項)、公族会議の承認を受けずに結婚した場合には、公爵家の構成員の地位を失う。

公爵位継承権者は全て公爵家の構成員であり、公爵家の構成員には以下に述べるように称号・敬称が与えられる。現在公爵家の構成員は130人以上になっており⁽¹³⁴⁾、図5はその一部である。

図5 現在のリヒテンシュタイン公族(一部)



(注1) ■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者を除く。

(注2) 王位継承順位があるが連続しないため省略した。

(出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016 等を基に筆者作成。

ただし、そのうちで憲法上の職務とその他の公務に従事しているのは、公爵⁽¹³⁵⁾夫妻と公太子夫妻のみである。リヒテンシュタインは租税回避地の一つとして経済的に繁栄しているが、公爵家自身も農林、ワイン醸造、不動産、投資事業を行って莫大な資産を形成し世界的な大富豪となっている。一族の総資産は約 50 億ドル（約 5,600 億円⁽¹³⁶⁾）と推計されている⁽¹³⁷⁾。そのため、ハンス＝アダム 2 世公爵（Hans-Adam II, 在位 1989-）は、俸給は受け取らず、宮廷の運営費として国から形だけとして 25 万スイス・フラン（約 2,900 万円⁽¹³⁸⁾）の支給を受けているにすぎない⁽¹³⁹⁾。その他の公族には歳費は支給されず、自活している⁽¹⁴⁰⁾。

(2) 称号・敬称を与えられる公族

公爵、公爵妃、公太子以外の構成員は、リヒテンシュタイン公子、リヒテンシュタイン公女等の称号を保有し、構成員は全て殿下（Durchlaucht（英語では Serene Highness））の敬称を保有する（第 2 条）。称号・敬称は公爵家の構成員の地位に基づくものであり、公女は結婚後も構成員の地位を失わないので、称号・敬称を保有する。

なお、1966 年以前には貴賤結婚をした公子が、リヒテンシュタイン公子の称号を失った例がある⁽¹⁴¹⁾。

(3) 既婚公女の地位

公女は結婚後、公爵家の構成員の地位を失わないことは前述のとおりである。リヒテンシュタインの君主は儀礼的、形式的なものにとどまらない、政治的権限を持っており、公族が政治的な官職や公職に就くこともできる。ハンス＝アダム 2 世公爵の従妹のマリア＝ピア・コトバウワー公女（夫の姓を使用している）（Maria-Pia Kothbauer, 1960-）は 1997 年から駐オーストリア大使を務めている⁽¹⁴²⁾。また、ハンス＝アダム 2 世公爵の妹のノルベルタ公女（Norberta, 1950-）は国際オリンピック委員会委員である⁽¹⁴³⁾。

⁽¹³⁵⁾ ハンス＝アダム 2 世公爵は 2004 年に憲法上の職務から引退し、長男のアロイス公太子（Alois, 1968-）が公爵位継承準備のための代行に任命されている（Fürstliche Verordnung vom 15. August 2004 betreffend die Einrichtung einer Stellvertretung, LGBl, 2004 Nr. 171）。

⁽¹³⁶⁾ 2017 年 10 月 8 日現在の為替相場 1 ドル = 113 円として計算した。

⁽¹³⁷⁾ David Bain, “A royal family office,” February 10, 2016. Family Capital website <<http://www.famcap.com/articles/2016/2/10/a-royal-family-office>>

⁽¹³⁸⁾ 2017 年 10 月 8 日現在の為替相場 1 スイスフラン = 115 円として計算した。

⁽¹³⁹⁾ Camilla Hodgson, “Richest royals: This is how much money Europe’s royal families get from their taxpayers,” *Business Insider UK*, 1 August 2017. <<http://uk.businessinsider.com/richest-royals-what-europes-royal-families-get-from-their-taxpayers-2017-7/#prince-hans-adam-ii-liechtenstein-small-allowance-5>>

⁽¹⁴⁰⁾ Alex Fok, “Fairy tale come true: Liechtenstein and its Princely Family,” *Harbour Times*, August 10, 2015. <<http://harbourtimes.com/2015/08/10/fairy-tale-come-true-liechtenstein-and-its-princely-family/>> ハンス＝アダム 2 世公爵の次男マクシミリアン公子（Maxmillian, 1969-）は、ハーバード大学で MBA を取得し、銀行勤務を経て、リヒテンシュタイン公爵家のファミリー企業 LGT グループの CEO を務めている（“H.S.H. Prince Max von und zu Liechtenstein: Curriculum Vitae.” LGT website <[https://www.lgt.com/shared/.content/publikationen/\\$verwaltung_publikationen/cv/cv_s_d_prinz_max_von_und_zu_liechtenstein_en.pdf](https://www.lgt.com/shared/.content/publikationen/$verwaltung_publikationen/cv/cv_s_d_prinz_max_von_und_zu_liechtenstein_en.pdf)>）。

⁽¹⁴¹⁾ 1966 年に貴賤結婚をしたアルブレヒト・ヨハネス公子（Albrecht Johannes, 1940-）（図 5 では省略）が公子の称号を失い、ランツコルン男爵の称号を与えられている（*Almanach de Gotha, op.cit.*(9)）。

⁽¹⁴²⁾ “View from Vienna.” Liechtenstein website（リヒテンシュタイン公国ウェブサイト）<<https://www.liechtenstein.li/en/country-and-people/state/foreign-policy-diplomacy-and-memberships/interview-maria-pia-kothbauer/>>

⁽¹⁴³⁾ “HSH the Princess Nora of Liechtenstein.” International Olympic Committee website（IOC ウェブサイト）<<https://www.olympic.org/hsh-the-princess-nora-of-liechtenstein>>

おわりに

かつて男系長子継承制を採用し、絶対的長子継承制に移行したスウェーデン、ノルウェー、ベルギー及びルクセンブルクでは、女子に王位継承権がなかった時期においても、王女は結婚後、王公族の地位を維持していた。しかし、これらの国ではノルウェーを除き、1980年代まで王公女は外国の旧王公族や貴族と結婚し、結婚後は外国に居住していた。そのため、王公位継承権のない王公女が、同国人と結婚し、王公族の地位を維持したまま、国内に居住し、自身が生まれた王公室において一定の役割を担うことが問題となった例が見られなかった。結婚後の外国での居住は、王公女の自身が生まれた王公室での役割は結婚とともに終了するという伝統的な考えにも見合ったものであったといえる。

これに対し、王女に王位継承権が与えられた後は、ベルギーでは結婚後外国に居住していた王女が帰国して公務を行い、スウェーデンでも王女が結婚後も王室の一員として公務を行っている。このことから王位継承権の付与は、単なる継承権にとどまらず、結婚後の王女に王子と同等の役割を与えたものであると、王室や王族自身にも、またそのような王女の役割を支持し、受け入れている国民にも理解されていると見ることができる。

一方で、ノルウェーでは、女子に王位継承権のない時期に、王妃と王太子妃がいなかったという事情もあり、王女が同国人と結婚した後も王族の地位を維持し公務に従事していた。現在でも男系長子継承制を維持しているリヒテンシュタインでは、他のヨーロッパの君主国とは制度が異なる面があるが、公女は公爵位継承権を有しないが、結婚後も公族の地位を維持し、官職等に就いている。このような事例は、結婚後の王公女に自らが生まれた王公室での役割を与えることは、必ずしも王公位継承権の付与と結びつくものではないことを示している。

(やまだ としゆき)